

うつくしま行財政改革大綱の取組状況

平成19年5月

福島県行財政改革推進本部

(このページは白紙です)

目 次

	頁
第 1 基本的考え方	
1 基本目標	1
2 方向性と視点	2
3 計画期間	3
4 進行管理	3
5 取組項目設定の考え方	3
《新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ》	4
第 2 具体的方策	
《うつくしま行財政改革大綱の取組状況》	
県民等との連携・協働	
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり	
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	5
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	9
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	11
(4) 成果重視型事業展開	13
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	15
(6) 戦略的広報の推進	19
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	21
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	23
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	25
2 県民参画領域の拡大	
(1) 県民運動の推進	27
(2) ボランティア・NPO との協働推進	29
(3) 具体の計画策定等への県民参画	33
(4) アウトソーシングの着実な推進	37
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	39
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討	41
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	43

市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進

- (1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 4 5
- (2) 市町村と県の業務連携システムの構築 4 7
- (3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 4 9
- (4) 市町村が策定する計画等への支援 5 1

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

- (1) オーダーメイド権限移譲の実施 5 3
- (2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 5 5
- (3) 市町村行政支援プランに基づく支援 5 9
- (4) 市町村合併支援プランに基づく支援 6 1

行財政システムの確立

1 これまでの改革成果の発揮

- (1) 健全で柔軟な財政構造の確立 6 3
- (2) 政策評価制度の機能向上 6 5
- (3) F・F型行政組織深化に向けた取組み 6 9
- (4) ITを活用した業務改革の推進 7 1
- (5) 分権型社会を担う人材育成のための研修 7 3
- (6) 県立病院改革の推進 7 5
- (7) 企業局事業の見直し 7 7
- (8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築 8 1
- (9) 県立社会福祉施設の見直し 8 5
- (10) 定員の削減 9 1

2 新たな改革の推進

- (1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり 9 3
- (2) 第三セクターの見直し 9 5

第 1 基本的考え方

1 基本目標

行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）

- 住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立 -

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠です。

こうした「住民が主役であることが実感できる地域社会」を実現するため、「分権宣言進化プログラム(1) 」で提示した新たな5つの機能(2) を発揮しながら、その基盤となる「分権意識の共有化」をはじめ、「住民の物差し」で成果や現場を重視する組織風土に変革する取組みを進め、行財政運営の枠組みの転換を図っていきます。

1 分権宣言進化プログラム：正式名「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の実現をシステムとして整備するため、住民や市町村の地域づくりを支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革することを目的に策定しました。(平成18年2月6日県行財政改革推進本部決定)

2 県の新たな5つの機能：広域連携機能、自立支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

地方分権加速機能

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

広域連携機能：市町村域を超える課題+県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決

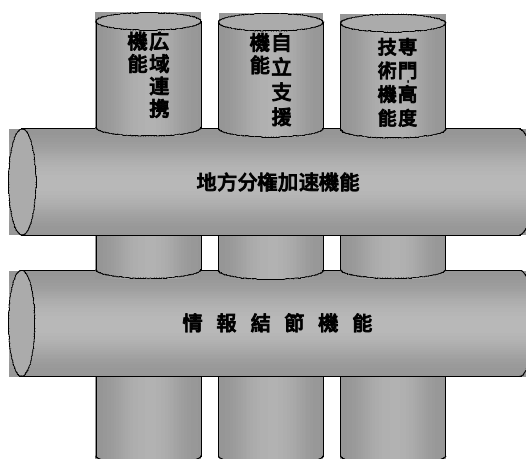
自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）

専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担当

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能

地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能



2 方向性と視点

県民等との連携・協働 - 県民参画の視点 -

1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり

「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。

2 県民参画領域の拡大

県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

市町村との分担・連携 - 住民基本の視点 -

1 連携・協働の推進

分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

行財政システムの確立 - 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 -

1 これまでの改革成果の発揮

限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。

2 新たな改革の推進

環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

3 計画期間

平成18年度～22年度の5年間とします。

なお、今後の取組状況や行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 進行管理

全庁的観点から、効果的かつ確実な実行を確保するため、県行財政改革推進本部において、進行管理します。

「分権宣言進化プログラム」と連動させ 第2 具体的方策 に掲げる取組項目の効果的・効率的な具現化を図ります。

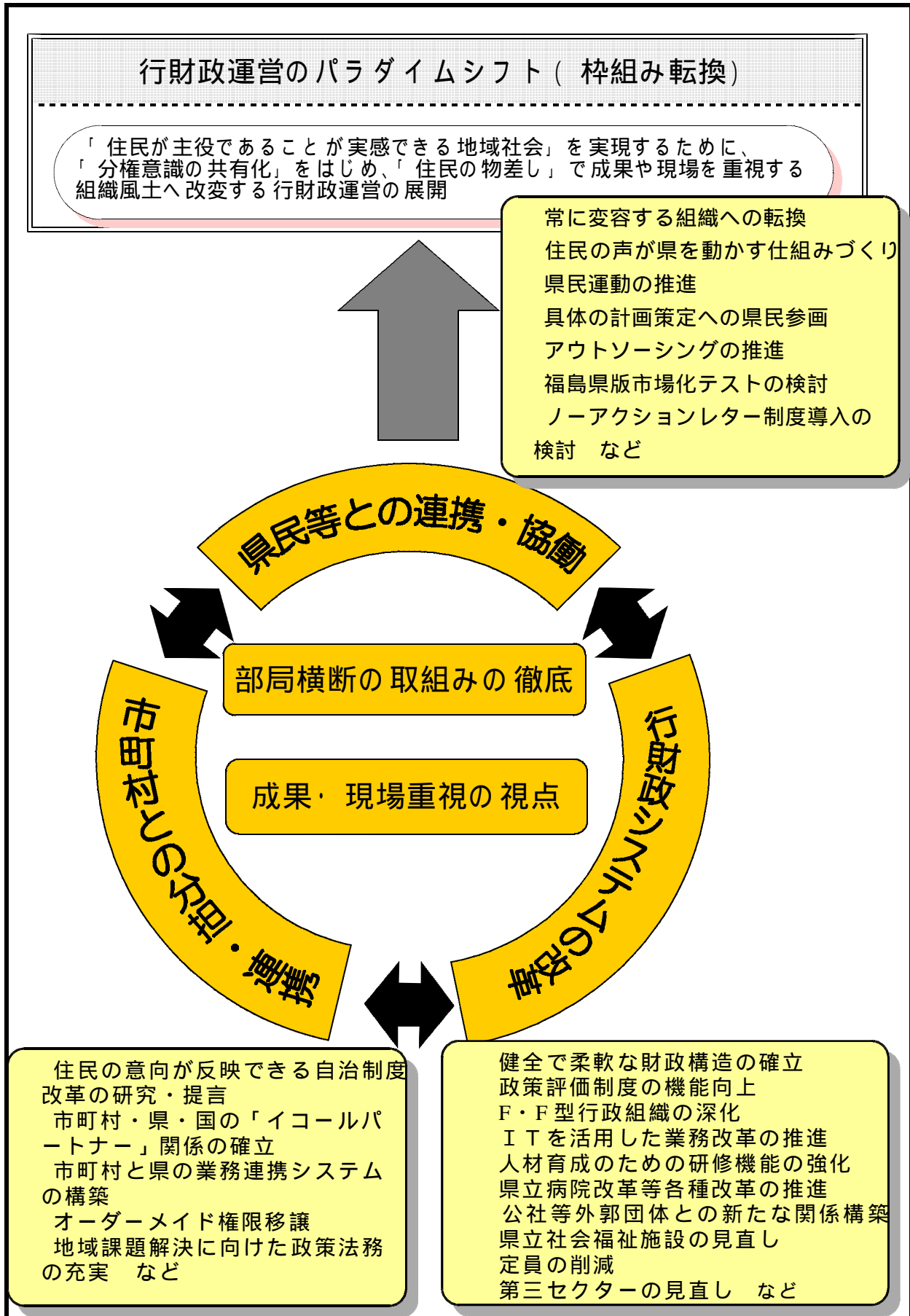
また、毎年、取組状況の自己評価結果を「行財政改革推進委員会」から助言等をいただくとともに、県ホームページ等で広く公表し、県民の方々のご意見をいただきながら、着実に改革を推進します。

5 取組項目設定の考え方

基本目標の達成に向け、「3つの方向性と視点」に資する項目に重点・選別化します。

また、県のみが実行主体となる取組項目については、成果重視の観点から、「何をどれだけ成し遂げるべきか」という成果目標の設定を基本とします。

新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ



推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(1)地域住民の意見が活きる県の体制の構築	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目) (分権宣言進化プログラム実践項目)	各地方振興局、各出先機関 市町村領域、文書管財領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。</p> <p>また、地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、次により政策法務に係る積極的な取組みを行います。</p> <p>《出先機関（各地方振興局ごと）における体制の構築》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織） 部局（出先機関）横断的に取り組むべき課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地方振興局に設置します。 2 地域担当の配置 部局横断的な対応が必要となる提案や要望についての相談窓口として地域担当を配置します。 3 出先機関の機能強化 地域連携室における具体的な取組みを通じ、必要性が明確になった権限については、出先機関への更なる権限の委譲を行います。 <p>《本庁における体制整備》</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 地域連携支援プロジェクトチームの設置 各地方振興局地域連携室における取組みに対応し、そのバックアップを図るための本庁体制を整備します。 調整窓口：市町村領域 構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当 <p>《政策法務の強化》</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策法務体制の整備 (2) 政策実現のための政策法務 <ol style="list-style-type: none"> 1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計 2) 法的限界を見極めたうえでの制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み 3) 県の行為の法的意味づけ（条例・規則制定の法的根拠） 4) 法令審査、行政訴訟支援 <p>〔成果目標〕 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携室の設置・運営						→
地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営						→
地域課題解決に向けた政策法務体制の整備						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 地域連携室の設置・運営

(1) 地域連携室の設置・運営 【計画どおり実施】

4月 出先機関が連携して地域課題に対応するため「地域連携室」を各地方振興局に設置した。

通年 出先機関が部局横断的に地域課題の把握に努めるとともに、地域連携事業を通じて、地域課題解決に向けての手法等について調査、研究を行った。

地域連携室	検討した課題、プロジェクト等の内容	備考
県北	県北地域ふるさと再発見事業 野生動物による農作物被害対策	連携調整事業 "
県中	三春さくら湖周辺のサイン設置検討 道の駅整備に伴う周辺地域の環境対策 県有地譲渡に係る県側関係機関の調整	連携調整事業
県南	県南地方情報発信力の強化 南湖公園環境復元事業 県南地域思春期保健対策推進事業	連携調整事業 "
会津	奥会津雪かたし交流ボランティア事業 ブロードバンド環境の整備 管内市町村HP制作スキルアップ支援 グリーンツーリズム・二地域居住情報の発信 木質バイオマス利用連絡会議	連携調整事業 " " "
南会津	只見川電源流域振興プロジェクト 只見町伝統食品プロジェクト 南会津地方観光物産展の実施 ふるさと南会津、おもてなし空間形成プロジェクト 道の駅ネットワークプロジェクト 南会津中心市街地活性化支援	連携調整事業 " "
相双	常磐自動車道開通を活用した地域活性化 産業人材の育成	連携調整事業 "
いわき	中山間道路ネットワーク調査 いわき地域の製造業に関する調査 いわき地方における観光アンケート調査 鮫川流域連携事業 災害履歴マップ作成事業 アクアマリン倉庫群の改修整備検討 歴史ある建造物調査を契機とした魅力再発見	連携調整事業 " " " "

(2) 地域担当の配置 【計画どおり実施】

4月 各地域連携室においては、部局横断的な対応が必要となる提案や要望の相談窓口となる地域(市町村)担当を配置した。

4～3月 各地域担当が担当市町村への訪問活動(月1回程度)を通じ、情報収集、市町村状況の把握に努めた。

地域担当が、その訪問結果を地域連携室員会議に持ち寄り、その対応区分、対応

方策等を検討のうえ、地域課題の解決にあたっている。

2 地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営 【計画どおり実施】

4月 地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を設置した。

担当グループ：市町村領域広域行政グループ

構成員：各部局企画担当主幹、政策法務担当 等

4～3月 地域連携室における情報を共有し、連携しながら地域課題の解決にあたるため、必要に応じ地域連携支援プロジェクトチーム会議を開催した。（年3回開催）

成果目標に対する効果

地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置・運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備

【計画どおり実施】

4月 文書法務グループに政策法務担当を2名配置した。

6月 政策法務体制の強化のため、関係各部局に政策法務担当を依頼し、会議を開催する等して政策法務に係る意見交換や検討を行った。

会議の開催 7月、10月、3月

成果目標に対する効果

関係部局との連携を図り、地域課題解決に向けての体制を整備した。

(2) 政策実現のための政策法務

【全て計画どおり実施】

7月・8月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置した。

県と市町村との意見交換会の提言・助言者として2名委嘱。

10月以降 政策的な条例の制定検討に早期に参画し、制度設計等への助言や他県共同調査等を行った。（相手先 農林水産部）

12月以降 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したWEBマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。

12月、3月 発刊

通年 担当グループの事務執行に係る法解釈等についての助言などの支援を実施した。

成果目標に対する効果

直面する課題に対応する政策条例の新規制定等の事例はなかったが、上記取組により、各部局の円滑な政策実現が図られるよう法務面からの支援を積極的に推進した。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 地域連携室の運営（19年度新規の具体的な取組案件は未定。18年度課題の継続審議）
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。

18年度に抽出した地域課題をより一層掘り下げて検討するほか、市町村から持ち込まれる地域課題とは別に必要に応じて独自のテーマを設定し、調査、検討を行う。

2 地域連携支援プロジェクトチームの運営

本庁においても、地域連携室における情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する（案件に応じて開催予定）。

19年度末成果目標

設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善等を図る。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備

4月 文書法務グループに引続き政策法務担当を2名設置するとともに、関係各部局に政策法務担当の設置

6月以降 引き続き関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務体制の強化のための意見交換と情報共有を行う。

年度内に3回程度開催予定

19年度末成果目標

各部局に対する政策法務支援の状況や上記意見交換等を踏まえ、本県における政策法務体制整備の更なる充実等に向けて、条件や課題を整理する。

(2) 政策実現のための政策法務

独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計

通年 政策条例の制定・改廃に関して、事前の協議等での助言や政策法務担当が担当グループの検討に参画する等の支援を実施する。

6月以降 事務担当者が条例化に際し留意すべき事項等マニュアルを策定し、周知する。

制度設計に係る法的枠組み、県の行為の法的意味づけ

通年 担当グループの事務執行に係る法解釈や制度設計としてとりえる限界等についての助言などの支援を実施する。

通年 職員に対する事務説明会や実務研修を開催するとともに、上記WEBマガジン「うつくしま法務茶房」の発刊等引続き政策法務情報の提供を行う。

法令審査、行政訴訟支援

通年 各部の事務事業における法令面での審査を厳正に行うとともに、各部の法的紛争に関し求めに応じて適切な情報提供を行う。

19年度末成果目標

このような取組を通して、各部局が、政策の検討、実施に際し、法務面で適切に対応できるよう、また、全庁的に政策法務の視点から課題を抽出し解決していくといった意識が定着していくよう支援していく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。</p> <p>1 柔軟な組織運営 現在導入している担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、検証・改善を行うとともに、その考え方等を発展させ、外部の変化等に素早く対応できる自律した組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>2 成果重視の組織運営 成果重視の期間限定的な取組みや職員が多様な切り口から複数の組織等に所属するマトリックス型の組織運営を基本とするなど、柔軟かつ流動的な組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>【成果目標】 担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
枠組みの検討・既存システムとの調整		→				
試行・検証・本格実施			試行		実施	→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

枠組みの検討・既存システムとの調整

1 柔軟かつ成果重視の組織運営

地域課題の解決に向け、柔軟かつ成果重視の組織運営を図るため、担当理事制やプロジェクトチーム制による組織運営を継続して実施した。

《担当理事制導入テーマ》

総合的な安全管理

総合的な水管理

過疎・中山間地域の振興

子どもに関する施策

まちづくり推進

福島空港の利活用促進

《入札等制度改革プロジェクトチームの設置》

より公正かつ透明性の高い入札等制度改革に向け、部局間の調整等を図るため、行財政改革推進本部入札等制度改革部会にプロジェクトチームを設置（H18.10.2）した。

【主な取組内容等】

- ・入札等制度検証委員会等の事務局
- ・「入札等制度改革に係る基本方針」の策定
- ・入札制度改革
- ・組織体制の見直し など

【概ね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

担当理事制やプロジェクトチーム制により部局間の連携が図られた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

枠組みの検討・既存システムとの調整

1 柔軟かつ成果重視の組織運営

担当理事制については、運用開始から3年目を迎えることから、F・F型行政組織の深化に向けた取組みと連動した形で検証を行い、更なる研究を進める。

試行・検証

大綱の「F・F型行政組織の深化に向けた取組み」と連動した形で、年度前半に庁内アンケート調査を行うなど担当理事制等の検証を行うとともに、それらの結果等を踏まえ、必要に応じて、その考え方等を発展させるなど運営の見直しの検討を行う。

19年度末成果目標

担当理事制の検証を行うなど、より効果的かつ具体的な運営が行われる仕組みを検討する。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域				
取組の内容						
<p>それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベースを整備することにより、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築します。</p> <p>データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築 構築の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の部署の情報も交差する視点 ごく小さな問題意識でも交差する視点 職員の接遇などの視点 個人情報保護の観点等からのルールづくり <p>【成果目標】</p> <p>職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にココに連携する業務運営と意識の醸成を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民の声の交差点の構築		→				
情報の交流		→				→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

データベース「住民の声の交差点」の構築

1 システム構築の検討

1月 先行実施の「知恵のフリーマーケット」における課題点を検証

(主な課題点)

設置目的と実際の書き込み内容の乖離

書き込み内容の庁内における管理手法

特定の職員への書き込みの偏り

3月 設置目的と仕組み・システムの整合の検討

(大まかな方向性)

住民と接する中で得た地域の情報等を職員が書き込むシステム

うつくしま世界樹の利用による全職員が利用できるシステム

職員を通して得た住民の生の声を具体化させる手だて

導入当初においては、テーマを設けて書き込みを募る

個人情報の扱い・誹謗中傷に対する対応

庁内横断的なチェック体制

【取組みに遅れ】

成果目標に対する効果

目標であった平成18年度中の運用が実現できなかったことから、平成19年度の前半の構築し及び運用を目指す。

今後の取組み

平成19年度取組項目

データベース「住民の声の交差点」の構築

5～6月 原案を示しながら行革主任会議においてテーマの選定も含めて議論

(地域が抱える課題の話題など、地域連携室とのタイアップを想定して検討)

7～9月 実施の了承、システムの構築、職員に対する周知

9～10月 テスト運用

10～1月 実施・取りまとめ

2～3月 第1回目の成果の整理及び成果検証

19年度末成果目標

システムの構築及びテスト運用

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(4) 成果重視型事業展開	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するため、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるよう、次の取組みを行います。</p> <p>事務・事業の成果をわかりやすく発信 「すべての人にとって安全・安心で利用しやすい」というユニバーサルデザインの考え方を基本として、各部局の各事業について、共通事項の洗い出しや用語の統一、様式の統一等により、わかりやすい情報発信の取組みを進めます。</p> <p>事務・事業モニタリング制度の検討・導入 各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討し、導入します。</p> <p>【成果目標】 ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業の成果のわかりやすい発信						→
事務事業のモニタリング制度		検討	導入			→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

事務・事業の成果のわかりやすい発信

6～7月 事業評価作業におけるわかりやすい発信の取組み
県民が見てわかりやすい指標の設定に努力した。

2月 事業評価ホームページのリニューアル
予算への反映状況などわかりやすさに配慮。

【計画どおり実施】

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

「住民の意向反映」の課題の洗い出しについて未実施。

【取組みに遅れ】

成果目標に対する効果

事業評価については、住民へのわかりやすさの観点から、発信方法の見直しに取り組み、ホームページのリニューアル等に取り組んで来た。

今後の取組み

平成19年度取組項目

事務・事業の成果のわかりやすい発信

引き続き県民にわかりやすい事業評価の発信に努める

専門用語、共通用語等は、具体的な作業の中でわかりやすい発信に努める。

事務・事業モニタリング制度の検討・導入

～9月 「住民の意向反映」の実施状況及び課題点の洗い出し

・住民説明会等における意見交換の状況及び課題点

・ワークショップ等の開催状況及び課題点

・パブリックコメント、アンケート調査等の実施状況及び課題点 等

10～12月 課題点を踏まえ、住民の参画機会を加速させる手法の検討

1～3月 住民等との意見交換、平成20年度導入の可否も含めた検討

19年度未成果目標

わかりやすい発信を引き続き実施しながら、住民が参画しやすい環境づくりを進め、その一つの成果として事務・事業モニタリング制度の導入を検討する。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり				
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進	中心となる領域等			
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	各部局、各試験研究機関			
取組の内容					
<p>次の基本的考え方に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や市町村に対する研究成果発表の機会を広く設定 ・住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討 などの取組を通じ試験研究機関における研究を住民や市町村により身近なものとしていきます。 <p>《基本的考え方》</p> <p>試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信</p> <p>住民の意向を踏まえた研究成果の評価</p> <p>住民や市町村と連携した取組みの拡充による住民に身近な試験研究の実現</p> <p>また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。</p> <p>〔成果目標〕</p> <p>市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。</p> <p>新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。</p>					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の研究成果の発信	検討 ----->	実施			
住民の意向を踏まえた研究成果の評価	検討 ----->	実施			
住民や市町村と連携した取組みの拡充	検討 ----->	実施			
試験研究機関のあり方検討					
備考					

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

商工労働部：ハイテクプラザ

試験研究機関の研究成果の発信 【計画通り実施】

- 7月～ ハイテクプラザ及び3技術支援センターにおいて研究成果発表会を開催。研究成果要旨集はわかりやすいように従来どおり平易な表現を用いるとともに、パネル展示も行った。
- 9月～ 南相馬市、喜多方市で出前技術相談・事業説明会を2回実施した。
- ・出前技術相談参加者数
 - 9月28日 南相馬市 33名
 - 10月3日 喜多方市 28名
 - ・出前技術相談アンケート結果

ハイテクプラザの業務内容や利用方法、研究成果について理解できたとの回答を得ることができた。また、ハイテクプラザから遠距離にある地域では利用しにくいので定期的に開催してほしいとの回答もあった。それについては、今後検討することとし、代わりに当面の対応として電子メールを利用した企業サポートを実施した。
- 10月 福島市といわき市で市主催の産業交流会に協力し、展示コーナーを設けてハイテクプラザの研究成果を住民へ紹介した。

住民の意向を踏まえた研究成果の評価 【計画どおり実施】

- 科学技術調整会議の研究機関の評価分科会（事務局：商工労働部）等による検討
- 6～3月 消費者等住民の意向の研究評価への反映方法について、科学技術調整会議の評価分科会で検討を行った。
- 9月 大学教授等専門家からなる研究評価外部アドバイザーに消費者代表を加え評価案に対する意見を聴取した。

住民や市町村と連携した取組みの拡充 【平成19年度予定を一部前倒しで実施】

- 関係する住民からの要望に基づいた研究を実施している。また、研究の成果については、外部評価委員による評価等を行い、成果に対する満足度、今後の活用、事業に対する意見などを聴取し、以後の取組の検討材料としている。
- 1 公募型新規創出プロジェクト事業

公募先：本県及び市町村関係機関における募集要項の配布、本県HPにおける募集

公募内容：新たな産業創出を目指し、事業化の可能性の高い、次年度に実施する研究アイデアを募集。ハイテクプラザと共同研究を行えることを条件とする。
 - 2 戦略的ものづくり技術移転事業

1に同じ。ただし、より緊急に解決すべきものを対象とし、当該年度内に研究開発を行う。
 - 3 地域活性化共同研究開発事業

募集方法：年間3,000件を超える技術相談、出前技術相談アンケート、企業訪問等からの随時の意見吸い上げにより、課題やニーズを把握

研究内容：課題解決のための研究、新商品開発
 - 4 ニーズ対応型研究開発事業

3に同じ。ただし、比較的小規模なもの。

試験研究機関のあり方の検討 【計画通り実施】

- 1月 試験研究機関のあり方検討の手法について検討した。

成果目標に対する効果

現在の取組み（住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価）に加え、さらなる改善に向けた検討を進めることができた。

農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

試験研究機関の研究成果の発信

【計画どおり実施】

平成18年4月に開所した農業総合センターを核に、研究成果の発信方法として展示、情報誌発行、発表会について検討・実施した。

- 6～3月 農業総合センターの成果展示室を活用し、農林水産研究機関の研究成果を一般県民にわかりやすく展示し、説明を行った。
- 12月、2月 県民向けの情報誌「ラウンド農ふくしま（ ）」を新たに発行した。
年2回発行（12月、2月）1,000部/回
7地方振興局、県立図書館、博物館、美術館に配布（一般県民来場者への配布を目的）
- 6～10月 各試験研究機関で開催する参観デーの他、農業総合センターの「食と農の交流フェア（6月）」及び「農業総合センターまつり（9月）」において、試験研究成果を展示し、来場者への説明を行った。

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

【計画どおり実施】

科学技術調整会議の研究機関の評価分科会（事務局：商工労働部）等による検討

- 6～3月 消費者等住民の意向の研究評価への反映方法について、科学技術調整会議評価分科会で検討を行った。
- 9月 メンバーに大学教授等専門家のほか新たに消費者代表を加えた外部アドバイザーから、研究評価に対する意見を聴取した。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

【計画どおり実施】

- 4月・10月 試験研究に対する住民からの要望を把握する方法を検討し、農業関係の試験研究に関して、従来の農業関係者からの要望把握に加え、一般住民からの要望を含めて市町村へ照会を行った。
実績事例：埴町の公園のシンボルであるツツジの開花不良対策要望があり、現地調査・試験を行い、対策を地元へ報告した。

試験研究機関のあり方の検討

【計画どおり実施】

- 1月 農業総合センターの運営に関して有識者による懇談会を開催し、研究推進等に関する意見の聴取を行った。

成果目標に対する効果

現在の取組み（研究成果の発信等）に加え、さらなる改善に向けた検討を進めることができた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

商工労働部：ハイテクプラザ

試験研究機関の研究成果の発信

- 7月～ ハイテクプラザ及び3技術支援センターにおいて研究成果発表会を開催。
- 9月～ 出前技術相談・事業説明会を2回程度実施（開催場所：南会津、県南地域）

10月 福島市といわき市で市主催の産業交流会に協力し、展示コーナーを設けてハイテクプラザの研究成果を紹介。

通年 電子メールを利用した企業サポートの実施（電子メールによる相談対応等）

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

9月 消費者等住民の意向を踏まえた評価体制を目指すため、次年度へ向けてこれまでの評価体制を見直す。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

平成18年度に引き続き、公募及び企業ニーズに基づいた研究開発を実施する。
また、評価結果等を踏まえ、事業実施の方法などについて、今後も改善を加えていく。

試験研究機関のあり方の検討

3月 平成18年度に引き続き検討する。また、業務運営委員会を通じて有識者の意見を、アンケートを通じて企業の意見等を収集する。

19年度末成果目標

現在の取組み（住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価）に加え、住民の意向を踏まえた研究成果の評価制度の見直しを進める。

農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

試験研究機関の研究成果の発信

4月～ 農業総合センター成果展示室での発信情報の更新及び県民向け情報誌の定期的な発行

8月～10月 各研究機関で開催する参観デーにおける試験研究成果の展示・説明

住民の意向を踏まえた研究成果の評価

9月 消費者等住民の意向を踏まえた評価体制を目指すため、次年度へ向けてこれまでの評価体制を見直す。

住民や市町村と連携した取組みの拡充

10月～12月 農林水産関係の試験研究に関して、住民からの要望を市町村を通じて把握
6月～ イベント等の機会を活用したアンケートにより、住民から直接要望を把握

試験研究機関のあり方の検討

7月～ 先進地調査の実施

1月 有識者懇談会での研究推進等に関する意見の聴取

19年度末成果目標

現在の取組みに加え、住民の意向を踏まえた研究成果の評価制度への見直しを進める。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(6) 戦略的広報の推進	中心となる領域等				
		知事公室				
取組の内容						
<p>連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、次により効果的・効率的な広報に取り組みます。</p> <p>部局横断の視点から、広報広聴戦略会議などを活用しながら、広報の内容・時期・媒体等について全庁的な調整を行います。</p> <p>県の重点施策と連動した重点広報分野を設定するとともに、広域的プレスリリース配信サービスなど新たな広報媒体なども活用しながら、国内外に向け効果的・効果的な情報発信に取り組みます。</p> <p>* 広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。</p>						
【成果目標】						
<p>平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。</p> <p>また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (3,757件 18年2月現在)</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	全庁的な調整の実施					→
	効果的な情報発信の取組み					→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 全庁的な調整の実施
戦略的な広報
県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じて重点的な広報活動を行った。 【計画どおり実施】
- 2 効果的な情報発信の取組み
広域的プレスリリースの活用
全国のマスコミに効果的に情報を発信するため、民間の広域的プレスリリース配信サービスを新たに利用し、効率的・効果的な情報発信を行った。
・広域プレスリリース配信サービスの18年度利用実績：24件 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に展開するとともに、検証・改善の取組みを進めた。

また、民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用した新たな情報発信を行った。なお、国内外のマスコミ等への情報提供件数は17年度比97%であった。

(4,054件 19年3月現在 / 4,197件 18年3月現在)

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 全庁的な調整の実施
戦略的な広報
各部局の企画主幹等で構成する広報広聴企画会議において確認された平成19年度県政広報基本方針に基づき、県の重点推進分野と位置づけられた各項目について重点的に広報するなど、より戦略的、効果的な広報活動を行う。
- 2 効果的な情報発信の取組み
多様な媒体による情報発信
平成18年度から利用を開始した広域的プレスリリースを引き続き積極的に利用していくほか、知事の定例記者会見については、ホームページによる動画配信を新たに開始するなど、多様な媒体を利用した情報発信を進める。

19年度末成果目標

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に実施するとともに、検証・改善の取組みを進める。

また、情報のより一層の共有化のため、国内外のマスコミ等への情報提供件数を22年度までに17年度比10%増とすることを目指し、19年度は4%増を目標とする。

(目標 4,365件 / 4,197件 18年3月現在)

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>職員が、NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。</p> <p>また、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなどの双方向的な交流について検討します。</p> <p>平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」について、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的取組みを促進します。</p> <p>実践内容</p> <p>職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討・導入</p> <p>住民組織等との業務体験交流の検討</p> <p>地域づくり応援の取組み（ふるさと町村応援隊）</p> <p>【成果目標】</p> <p>住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員職員 約7割（H16年職員アンケート）の拡大を目指します。</p> <p>ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員の地域活動参加 仕組みの検討 導入		→	→	→	→	→
双方向業務体験交流制度 仕組みの検討		→	→	→	→	→
ふるさと町村応援隊 取組み拡充		→	→	→	→	→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
具体的な仕組みの検討については、「住民の声の交差点」の取組みと併せて実施の方向
【取組みに遅れ】
 - 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
仕組みの検討については、前記1の検討と併せて実施の方向
【取組みに遅れ】
 - 3 地域づくり応援の取組み拡充（ふるさと町村応援隊）
 - (1) 平成18年度「福島県ふるさと町村応援隊」名簿の更新、関係機関へ名簿の送付
 - (2) 平成17年度における活動実績の調査
 - ア 応援隊の隊員数
平成18年度：366人（平成17年度：426人～合併による減）
 - イ 活動実績
平成17年度の実績は次のとおり。（平成18年度については現在調査中）
 - ・各種相談対応25件
 - ・イベント等のPR活動66件
 - ・各種アドバイス10件
 - ・その他45件
- 【おおむね計画どおり実施】

成果目標に対する効果

ふるさと町村応援隊については、職員の自主的な取組みであり、意識面からも一定の成果が見られている。

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討
- 2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討
 - ・住民の声の交差点と併せて行革主任会議で議論
 - ・職員、住民組織に対するアンケート・意見交換等の実施
 - ・住民の声の交差点の情報を踏まえたフレームの検討
- 3 地域づくり応援の取組み拡充（ふるさと町村応援隊）
ふるさと町村応援隊の取組み事例を検証し、地域連携室等、住民に身近な出先機関の取組みと協調の可能性について検討（人事領域）。

19年度末成果目標

- ・住民の声の交差点の取組みとの相乗効果による職員の地域参加促進。
- ・ふるさと町村応援隊の取組み成果を踏まえた、地域課題に向き合う職員の意識づくり。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		市町村領域、人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域、知事直轄				
取組の内容						
<p>分権宣言進化プログラムの定着化を図るため、次により取り組みます。</p> <p>1 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施 地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地域に根ざした地方分権の確立を目指します。 NPO やボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。</p> <p>2 職員を対象とした講座の開催 上記の取組みに先行させて、職員を対象とした講座を開催し、職員の分権意識の醸成を図ります。</p> <p>3 分権広報活動の実施 県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。</p> <p>【成果目標】 分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
分権を育てる講座 情報収集・仕組み構築 講座の実施		→				→
職員を対象とした講座						→
分権広報活動の実施						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 分権を育てる講座の実施
4～3月 講座（説明会、懇談会、講演会を含む）等23回実施
市町村、県主催がほとんどであり、住民主催は1件
【計画どおり実施】
- 2 職員を対象とした講座
4～3月 説明会等17回実施（うち14回は「分権を育てる講座」と同時実施）
【計画どおり実施】
- 3 分権広報活動の実施
8月 進め方についてNPO法人との意見交換の実施
意見交換の結果を踏まえ、広報活動自体、住民の目線で住民自ら実施すべきではないかとのスタンスで、「住民提案型アウトソーシング」事業としての実施を検討
【枠組みの変更】

成果目標に対する効果

各地方振興局単位で2回以上講座を実施しており、取組みの初期段階の理解促進に努めた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 分権を育てる講座の実施
4～3月 講座（説明会、懇談会、講演会を含む）の随時の開催
- 2 職員を対象とした講座の開催
分権を育てる講座の開催に職員が参加する形を基本として随時実施
- 3 分権広報活動の実施
住民提案型アウトソーシング事業としての庁内調整結果を踏まえて展開

19年度未成果目標

地方分権第二期改革が緒に就いたところであり、地方自治体として分権を住民の目線で住民への浸透を図る必要がある、その取組みを重点的に進めていく。

推進項目	- 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、企画調整総務領域 地域づくり領域				
取組の内容						
<p>地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略としての広域連携総合推進戦略を策定し、推進します。</p>						
<p>【成果目標】 平成18年度において、既存の広域連携の取組みの検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取り組みを推進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本的考え方・戦略策定		→				
戦略			-----→			
戦略				-----→		
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 基本的考え方・戦略策定

【計画どおり実施】

(1) 広域連携の実態調査

戦略策定の前提として、現在県で実施している広域連携について、その分野、具体の事業内容、連携における課題や新たな広域連携の必要性等を把握するため、全庁調査を実施した。

(2) 課題の整理

上記調査に基づき、現状の広域連携を類型別に整理した。

- ・特定戦略型(15)・・・山形・福島・新潟三県広域観光連携推進協議会など
- ・共同研究型(9)・・・地域連携軸形成事業(福島・山形・新潟三県共同研究事業)など
- ・情報共有・実務研修型(9)・・・東北自治研修所など
- ・防災協定(4)・・・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定など
- ・合同取締等実施型(3)・・・南東北県境合同パトロールなど
- ・総合型(3)・・・五県知事会議、未来戦略会議など

2 主な広域連携の具体例

五県知事会議(福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県) 総合型

県境を越えた広域的な行政課題への対応や真の分権型社会の実現に向けた広域的な連携の強化、環状の高速道路網を活用した新たな取組みの検討を目的に平成16年度から開催しており、平成18年度の主な実績は以下のとおり。

- ・災害時等における五県相互応援に関する協定の締結、消防防災ヘリ合同訓練
- ・五県地図の作成

山形・福島・新潟三県広域観光連携推進協議会 特定戦略型

福島空港、新潟空港、山形空港、庄内空港等を活用した広域的な観光ネットワークを形成し、相互の交流人口の拡大と外国人観光客及び国内観光客の誘客を促進することにより、三県の観光振興を図ることを目的に平成18年度より活動を開始した。その主な取組は以下のとおり。

- ・三県周遊ルートの作成、台湾旅行エージェント招聘、台湾マスコミ招聘事業

成果に対する効果

今回の調査結果によると、現状での各取組においても概ね効果的な広域連携が図られている。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 基本的考え方・戦略策定

今年度は特に部局横断的な観点、地方分権の推進や効率的な広域行政の観点から将来にわたる新たな課題等の発掘について引き続き検討していく。

19年度末成果目標

さらなる検討の実施

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(1) 県民運動の推進	中心となる領域等				
		県民環境総務領域				
取組の内容						
<p>県民活動の一層の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 第 期県民運動の推進 第 期県民運動（平成 14 ～ 18 年度）については、全体計画に基づき県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。</p> <p>第 期県民運動全体計画に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進委員会による県民運動の推進 ・ 県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営 ・ 県民活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供、活動助言 顔の見えるネットワークづくりの推進 <p>2 第 期県民運動全体計画の策定・推進 これまでの取組みを分析・総括のうえ、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、第 期県民運動（平成 19 年度～）の全体計画を策定し、推進します。</p> <p>【 成果目標】</p> <p>フィールドワーカー等活動件数 年間 500 件 （平成18年度まで） 県民運動活動者数 年間 5,000 人 （平成18年度まで） 第 期全体計画の策定を踏まえ、平成 1 9 年度以降の具体的な成果目標を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
第 期県民運動の推進		→				
第 期県民運動全体計画の策定		→				
第 期県民運動の推進						→
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ ・ 県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 					

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 第 期県民運動の推進

(1) 推進委員会による県民運動の推進

県民運動の総合プロデュース機能を担う「県民運動推進委員会」により運動を推進した。

推進委員会 6回開催(4月～3月)

【計画どおり実施】

(2) 県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営

「オフィスうつくしま」を継続設置するとともに、専従スタッフとして活動応援人「フィールドワーカー」「広報スタッフ」を配置し運営を行った。

【計画どおり実施】

(3) 県民活動への支援

ア フィールドワーカー等を中心に、県民が主体的に活動していくために必要な情報の収集や提供、活動のアドバイス、コーディネート、広報活動を行った。

【計画どおり実施】

イ 県民活動団体間等の顔の見えるネットワークをつくるため、次のような交流イベントを行った。

・福島県民の日記念事業「県民運動“ときめき”フェスタ～うつくしま、ふくしま。夢の大交流会～」の実施(H18.8.20、郡山市、参加者約3,000人)

・移動オフィスうつくしま(県内7方部、各地区1日)

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

・平成18年度までの目標は、以下のとおりいずれも達成した。

フィールドワーカー等活動件数 目標：年間500件 実績：569件

県民運動活動者数 目標：年間5,000人 実績：18,235人

・第 期の取組みにより、県民運動活動者の増加や個人・団体レベルでのネットワークの形成など、県民活動がさらに広がりを見せた。

2 第 期県民運動全体計画の検討

(1) 第 期県民運動検討委員会による検討

第 期県民運動検討委員会を設置し、これまでの県民運動の成果や課題、分権型社会の進展等の社会情勢を踏まえ、これからの「県民運動」のあり方等について検討を行った。

検討委員会 5回開催(7月～2月)

2月 検討委員会が「これからの『県民運動』に関する検討結果報告書」を県に提出

【計画どおり実施】

(2) 県民運動の見直し

第 期県民運動検討委員会による「これからの『県民運動』に関する検討結果報告書」の提出を受け、これからの「県民運動」がより多くの県民の参加と連携を促すものとするため、更に新たな視点からの検討を加え、新たな「県民運動」の全体計画を策定することとした。

【計画の見直し】

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 新たな県民運動全体計画の策定

「これからの『県民運動』に関する検討結果報告書」の内容を踏まえつつ、多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりをさらに推進するため、県民参画を促す新たな「県民運動」のあり方や進め方等について検討し、その全体計画を策定する。

なお、検討は「新たな県民運動検討委員会」を新設し、行うこととする。

19年度未成果目標

新たな「県民運動」の計画を策定する。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大						
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進			中心となる領域等			
				県民環境総務領域 生活福祉領域			
取組の内容							
<p>ボランティア・NPO とのより一層の連携・協働の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 「協働推進アクションプログラム(仮称)」の策定・実行 骨子(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NPOとの意見交換・協議の場づくり NPOが活動を通して発見したニーズを施策や事業の企画立案に生かすため、NPOと担当部局が意見交換、協議を行う場を整備 2 庁内協働推進体制の整備 NPOからの提言・提案を施策立案段階に生かすため、NPOからの提案を受け取る窓口やNPOと行政との橋渡しをする協働推進担当の配置などを検討 3 協働事業の評価システムの構築 協働事業のプロセスや成果などについて、NPO、行政双方が評価できるよう、協働事業評価システムを構築 4 職員及びNPOの意識改革の促進 NPO・行政の双方が協働について相互理解と共通認識に立って、協働に取り組んでいくための研修を充実 <p>2 「活動拠点整備の支援」(市町村ボランティアセンターの整備) 設置を希望する市町村に対し、地域住民がボランティア活動をする上で核となる市町村ボランティアセンターの整備を支援します。 平成17年度未設置見込み数 46</p>							
【成果目標】							
1 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
協働推進アクションプログラム(仮称)の検討・策定		検討・策定				→	
NPOとの意見交換・協議の場の整備		実施				→	
庁内協働推進体制のあり方検討・推進			実施			→	
協働事業の評価システムの検討・推進				実施		→	
職員及びNPO双方の意識啓発						→	
設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援						→	
備考	連携・協働事業数 年度別目標値						
	H16	H17(見込)	H18	H19	H20	H21	H22
	85	82	90	98	104	107	110

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 「協働推進アクションプログラム(仮称)」の策定
 - (1) NPOとの意見交換・協議の場の整備
NPOとの意見交換会を3回実施し、意見を求め、ボランティア・NPO活動促進庁内連絡調整会議を経たうえで、平成19年2月に「ふくしま協働推進アクションプログラム」を策定した。
3回累計：NPO法人14、県6グループ参加 【計画どおり実施】
 - (2) 庁内協働推進体制のあり方検討
NPOと県との協働を全庁的に推進するため、「ふくしま協働推進アクションプログラム」において「NPOと県との協働推進庁内連携会議」を設置することとした。
【計画どおり実施】
 - (3) 職員及びNPO双方の意識啓発
NPOと行政(市町村・県)職員が、協働を進めるための課題や懸念をクリアするためのノウハウを身につけるセミナーを開催した。
9月15日、郡山で開催、NPO・市町村・県、約70人出席 【計画どおり実施】
- 2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援
「市町村ボランティアセンター活動事業」として、ボランティアセンター設置市町村に対する補助を行い、市町村ボランティアセンターの整備や、地域におけるボランティア活動の促進を支援した。
【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 事業数は順調に推移しており、NPOとの協働推進が図られている。
 - ・平成18年度連携・協働事業数 実績：87件
平成18年度目標：90件(平成17年度以前からの継続分も含む)
平成22年度末までの目標：(前年度以前からの継続も含み)年間110件
- 2 市町村ボランティアセンターの整備支援により、ボランティア活動拠点の拡充が図られ、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりの推進に寄与した。
 - ・ボランティアセンター設置市町村数：49市町村(昭和60年度～平成18年度末の累計)
平成17年度末累計：46市町村
平成22年度末までの目標：全市町村に設置
 - ・市町村ボランティアセンター活動事業 実施市町村：3町村(平成18年度末現在。全て平成18年度新規)
ボランティアセンターを設置した市町村に対し、設置初年度から概ね3年間行う補助事業

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 「協働推進アクションプログラム」の実行
アクションプログラムの内容を踏まえ、NPOと行政の協働推進についての全庁的な共通認識の浸透と今後の協働による地域づくりの推進を図っていく。
 - (1) NPOとの意見交換・協議の場づくり
NPOと事業担当部局が自由に意見交換、協議を行うことのできる場を、様々な機会をと

らえて設定していく。

(2) 庁内協働推進体制の推進

「ふくしま協働推進アクションプログラム」に基づき「NPOと県との協働推進庁内連携会議」を設置し、協働を推進する。

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

様々な機会を捉えて職員の協働に関する意識の醸成を図っていく。

(4) その他

- ・ 協働推進のための広報活動・インターネットの活用
- ・ NPOや事業担当グループからの協働事業提案は「NPOと県との協働推進庁内連携会議」等において対応
- ・ 協働関係をレベルアップさせていくPDCAサイクルの具体的システムの検討・試行

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

引き続き市町村ボランティアセンターの設置、機能充実を促進することにより、地域におけるボランティア活動の拠点整備を支援するとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図る。

19年度末成果目標

- ・ 平成19年度NPOとの連携・協働事業数目標：98件
- ・ ボランティアセンター設置見込み市町村数：50市町村（昭和60年度から平成19年度末の累計）
- ・ 平成19年度市町村ボランティアセンター活動事業 実施市町村：新規1

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、各部局 各地方振興局				
取組の内容						
<p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、各地域の地域連携室との連携・協力のもと、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組みます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」の策定等において住民等の意見を反映をさせる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画策定への県民参画の推進						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

当該取組項目の対象となる県民参画とは、各部局が平成18年度以降、策定している計画等のうち、従来からの手法であるパブリック・コメントや審議会等の取組みを超える県民参画の手法を用いて策定される計画 【計画どおり実施】

企画調整部

「総合的水管理計画」の策定への県民参画の推進

- 1 計画骨子に対する県民意見公募の実施
うつくしま「水との共生」プラン骨子について県民意見を公募し、寄せられた意見等を踏まえ計画を策定した。
公募期間 平成18年4月10日～5月9日
公募結果 35人・団体から111件の意見が寄せられ、そのうち34件を計画に反映させた。
策定した計画の名称 うつくしま「水との共生」プラン
計画策定期日 平成18年7月25日
- 2 モデル流域計画策定へ向けた県民の参加
夏井川流域内の県民で構成される「夏井川流域の会」が開催する「川ばた会議」において、現地調査、流域講座、流域マップの作成等を通して、流域の課題、「流域計画」策定の必要性等についての共通認識が図られた。
「川ばた会議」の開催状況
第1回 7月15日（田村市滝根町、小野町周辺の調査、座談会）
第2回 9月2日（いわき市平地区とその周辺の調査、座談会）
第3回 11月18日（いわき市川前地区、鹿又川渓谷の調査、座談会）
第4回 2月17日（いわき市夏井川河口周辺の調査、流域マップ等の検討）
第5回 3月25日（流域マップの検討・とりまとめ）

商工労働部

「新しい街づくりビジョン（仮称）」策定への県民参画の推進

- 「新しい街づくりビジョン（仮称）」策定に向けて行った次の取組みについて、県民の参画を図った。
- 「歩いて暮らせるまちづくり社会実験（ ）」への県民参画
ビジョン策定のため、郡山市内において、「歩いて暮らせるまちづくり郡山地区社会実験」を実施した。
現実の都市空間に『人と車が共生するまち』、『人と人がふれあうまち』、『賑わいのあるまち』を目標とした仮想空間を創造し、県民に体験していただき知見を得る調査。
- (1) 郡山のまちなかに欲しいものリクエスト調査
調査期間：6月～7月
調査対象：郡山市内の大学、専門学校及び高齢者学級等
調査方法：郡山市と連携し、上記対象者に調査表を持参。
うち、回収できたのは1,209人（回収率74.6%）
調査内容：郡山のまちなかの賑わいづくりを図る上で、まちなかに望まれる交通

環境や施設、欲しいと思うもの（リクエスト）を数項目設定し選択してもらおう。

調査結果の反映： リクエスト結果について、社会実験で一部具体化。
今後、ビジョンを検討する参考として活用。

(2) 社会実験実施期間中のアンケート調査

調査期間：9月23日～10月15日
10月28日から11月5日

調査対象：調査対象日に来街者や、リクエスト調査協力者、個店、駐車場事業者、バス・タクシー事業者等

調査方法：各実験メニューに対し、上記対象者へアンケートを実施。

調査内容：当該地区への交通手段、実験への評価、街づくりへの要望等
調査結果の反映：得られた結果を街づくりビジョン策定の参考とする。

成果目標に対する効果

計画等策定の過程における県民の参画を図ることができた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

企画調整部

「総合的水管理計画」の策定への県民参画の推進

平成18年度の実施の成果を踏まえながら、夏井川流域におけるモデル流域計画策定や他流域の実施への県民参画を推進する。
また、計画の策定や実施の推進にあたっては、地域連携室との連携を検討する。

商工労働部

「新しい街づくりビジョン（仮称）」策定への県民参画の推進

平成18年度に引き続き、以下の取組みによって計画策定への県民参画を図る。
なお、以下の取組み以外においても県民の参画を必要の都度、検討する。

- 1 持続可能な歩いて暮らせる新しいまちづくり検討委員会への県民参画
検討会の作業過程において、検討会委員以外の県民の意見を反映する仕組みも検討する。

構成員：学識経験者

検討項目：ビジョン策定等

- 2 「歩いて暮らせるまちづくり社会実験」への県民参画

福島市、会津若松市、いわき市で実施予定。

実施方法は基本的に平成18年度と同じ予定。

19年度末成果目標

計画等策定の過程における県民の参画

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目 ’)	人事領域				
取組の内容						
<p>次により、アウトソーシングの着実な推進を図ります。</p> <p>1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 平成 18 年度までを集中取組期間とする実行計画を着実に推進するとともに、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。</p> <p>2 住民提案型アウトソーシングの実施 事業実施コストの比較を可能とする事務事業の総ざらいを実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」を実施します。</p> <p>住民提案の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案 ・業務の質を高める提案 ・コスト削減につながる提案 ・業務の効率化につながる提案 ・その他、提案された手法や仕組みから高い効果が期待できるもの <p>【成果目標】 アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成 18 年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。 また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実行計画への取組み・見直し	推進・見直し	推進			
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

実行計画への取組み・見直し

1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み

9月 アウトソーシング実行計画取組状況を発表

全庁的には一定の推進が図られているが、次のような課題も明らかとなった

- ・「定型的業務」、「現業的業務」及び「企画運営業務」については、既存事業での掘り起こしが少ない
- ・県民参画領域の拡大に取り組んでいく必要がある

2月 アウトソーシング推進実行計画の改訂

取組状況を踏まえて必要な改訂を実施

- ・「定型的業務」、「現業的業務」のアウトソーシング推進の具体化
- ・「庶務業務の改革」、「県民参画領域拡大に向けた取組み」の具体化
- ・従前の取組みのさらなる進化、発展

【計画どおり実施】

2 住民提案型アウトソーシングの実施

8月 NPO法人との意見交換の実施

9月 住民の提案に付す事業について各部局の洗い出し

11月 対象事業についての内部調整（分権広報活動事業）

12月 平成19年度候補事業について各部局の洗い出し

現在引き続き内部調整中

【取組みに遅れ】

成果目標に対する効果

アウトソーシング推進全体としては、全庁的には一定の推進が図られた上で、さらに、重点的に取り組むべき分野を明らかにして取り組むこととした。

住民提案型アウトソーシングについては、各部局において住民の提案に付すという観点から業務を見つめ直すきっかけとなった。

今後の取組み

平成19年度取組項目

実行計画への取組み・見直し

1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み

- ・通年 改訂後の実行計画に基づいて推進する。

2 住民提案型アウトソーシングの実施

- ・前半 「分権広報活動事業」「NPOと行政の協働推進事業」を中心に庁内調整後、住民の提案に付す。併せて新規事業の掘り起こし。
- ・後半 平成20年度取組み予定事業の掘り起こし。対象事業も含めた提案の仕組みの研究

19年度末成果目標

改訂後の実行計画に基づいてアウトソーシングを推進することにより、業務運営手法の改革と住民参画領域の拡大を図る。

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）に係る仕組みの検討</p> <p>「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入の状況を見極めながら、次により「福島県版市場化テスト」のあり方及び導入について検討します。</p> <p>検討の項目</p> <p>導入の意義（県民参画領域の拡大、公共サービスのコストと質の改善）</p> <p>国等における運用状況の検証</p> <p>導入する場合の課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の作成 ・対象となる公共サービスの選定 ・コスト情報等の公開 ・職員の処遇 など <p>実施体制</p> <p>実施プロセスに係る透明性、中立性及び公平性確保のための第三者機関の設置 など</p> <p style="text-align: right;">など</p>						
【成果目標】						
制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	導入に係る検討 国等における運用状況検証		→			
	試行・検証・本格実施					→
備考						

取組みの状況
平成18年度取組状況及び成果目標に対する効果等
<p>導入における検討、国等における運用状況検証 平成18年5月に成立した「公共サービス改革法（市場化テスト法）」に基づく国等の取組状況を注視しつつ、導入の可能性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度における主な研究課題 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関 官民競争入札の具体的方法（コストの計算方法、手続き等） <p style="text-align: right;">【計画どおり実施】</p>
今後の取組み
平成19年度取組項目
<p>導入における検討、国等における運用状況検証 現段階においては先行して実施している国においても実績が積み上がっておらず、導入の過程での問題点が散見されること、実効性の検証もなされていないこと、また本県においてはアウトソーシングについて優先的に取り組んでいることから、国の動向に注視しつつ、引き続き検討を進めていく。</p> <p>19年度未成果目標 導入の可能性の検討</p>

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大				
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討	中心となる領域等			
		人事領域			
取組の内容					
<p>県民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。</p> <p>検討の項目 先進事例、運用状況の調査</p> <p>本県への導入の適否</p> <p>仕組み構築・対象法令の洗い出し等（制度導入の場合）</p>					
【成果目標】 制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
制度導入の検討（先進事例の調査等）	→				
試行・検証・本格実施		-----	-----	-----	----->
備考					

取組みの状況	
平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等	
<p>制度導入の検討（先進事例の調査等） 国等の制度及び実績について調査した。</p>	【取組みに遅れ】
今後の取組み	
平成19年度取組項目	
<p>制度導入の検討（先進事例の調査等）</p> <p>1 導入における検討 関係グループと連携を取りつつ、先進事例を調査し、導入について検討する。 ・制度における主な研究課題 対象法令等の範囲 具体の手続き（照会の対象、照会方法、回答方法等）</p> <p>2 先進事例の調査等 国及び他県における先進事例を調査する。</p>	
<p>19年度未成果目標</p> <p>制度上の検討課題、問題点等の洗い出し 導入における検討課題の洗い出し</p>	

推進項目	- 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治宣言の調査・検討		→ (策定する場合詳細計画を策定)				
備考						

取組みの状況	
平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等	
「自治宣言」の調査・検討	地域密着型地方自治制度研究会議の場で検討を行うこととして、平成19年度に検討。
より住民に身近な市町村レベルでは「自治宣言」や「自治基本条例」に取り組む自治体もあるが、都道府県が策定した例はない。	【平成19年度中に結論】
今後の取組み	
平成19年度取組項目	
「自治宣言」の調査・検討	上半期中を目途に、策定の可否について地域密着型地方自治制度研究会議の席上で議論する。
<u>19年度末成果目標</u>	策定の可否から検討を行い、導入する場合には改めて成果目標を設定する予定。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	人事領域、市町村領域、各地方振興局				
取組の内容						
<p>既存の枠組みにとらわれない、より地域の実状を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置し、共同研究を行い、住民のニーズや意見が反映された提言をとりまとめます。</p> <p>なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、各地域の地域連携室と密接な連携のもと取組みを進めます。</p> <p>展開例</p> <p>地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえ、制度改正等の提言を実施</p> <p>住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言</p> <p>県版特区の検討 など</p> <p>【成果目標】</p> <p>平成 18 年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型自治制度研究会議を設置します。</p> <p>研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改正や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研究会議の設置・運営						→
制度提案		—	—	—	—	→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営
- 6月 会議設置についての合意（対市町村）
6市、6町村、人事領域、市町村領域、各振興局地域連携室で構成
- 7月 第1回会議〔議論の進め方〕
制度面、自治運営面の両面から調査、研究を行う
（今後の議論テーマ 制度：行政委員会制度、運営：国・県の過剰関与）
- 9月 市町村・県職員を対象としたテーマに関するアンケート調査
- 10月 第2回会議〔行政委員会制度、国・県の過剰関与〕
千葉大学新藤宗幸教授による講演及び会議における助言
主に市町村の教育委員会について、一律的な必置が必要かの議論
- 1月 第3回会議〔行政委員会制度、国・県の過剰関与〕
読売新聞解説部青山彰久氏による講演及び会議における助言
教育委員会制度における市町村と県の役割分担について議論

成果目標に対する効果

提言・報告等にはまだ結びついてはいないものの、市町村と県が住民の目線から制度について議論を始めたことは、これまで無かった取組みであり、市町村との意思疎通の面からも効果があった。

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営
- 平成19年度中に5回程度会議を開催する。
- テーマとして想定しているもの
- ・行政委員会制度について（1回程度）
 - ・国・県の過剰関与について（3回程度）
 - ・必置規制について（2回程度）
 - ・市町村と県の役割分担の在り方について（3回程度）
- 必要に応じて外部講師による助言を求める。

19年度末成果目標

計画に応じた会議の開催（5回程度）により、地域から発想する自治制度を構想し、ある程度熟したテーマについては取りまとめ、関係機関（地方六団体等）に働きかける。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(2)市町村と県の業務連携システムの構築 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域、 地域づくり領域、各地方振興局				
取組の内容						
<p>市町村と県の業務連携に向け、次により取り組みます。</p> <p>1 専門的な業務支援システムの構築 専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベース（仮称：専門機能データベース）を構築するとともに、現場主義の観点から市町村との協働による課題解決に向け、組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討します。</p> <p>2 市町村と県の業務の共同処理システムの検討 市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討します。</p>						
<p>【成果目標】 平成 18 年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。 構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
専門機能データベース 構築 運用		→				→
市町村と県の共同処理 仕組みの検討・構築 導入・実施		→				→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 専門機能データベースの構築

システムに先駆けて、オーダーメイド権限移譲における専門的な支援が具体的な課題として存在したことから、データベース化に先行させて検討。

年度前半 オーダーメイド権限移譲市町村説明会を活用して、市町村が求める県の専門性について議論

専門性を有する職員を抱えることは単独市町村では困難であり県の支援に対しては期待するとする意見

専門職員を確保したとしても、効率的に活用できるか不安とする意見

県の支援に伴う費用弁償について不安とする意見 等

年度後半 オーダーメイド権限移譲においては、助言の範囲内で職員の出張による専門的な支援を実施することとした。 【優先すべき新たな取組を先行させて実施】

成果目標に対する効果

オーダーメイド権限移譲における人的支援について、市町村からは一定の理解を得ることができた。

2 市町村と県の業務の共同処理

(1) 仕組みの検討・構築

市町村の実状に応じた円滑な業務執行体制の確保に資するため、市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(平成19年3月)としてとりまとめた。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 専門機能データベースの構築

年度前半に、市町村の意向も踏まえながら、県の専門機能についてのデータベース設置を検討・構築。

19年度末成果目標

市町村が利用しやすいシステムとして年度内の構築を目指す。

2 市町村と県の業務の共同処理

(1) 導入・実施

平成18年度にとりまとめた基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

19年度末成果目標

市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として迅速な検討を行う。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくすための取組みを推進します。</p> <p>また、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、問題事例についてはその対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
問題事例の収集		→				→
改善の実践		→				→
備考						

取組みの状況

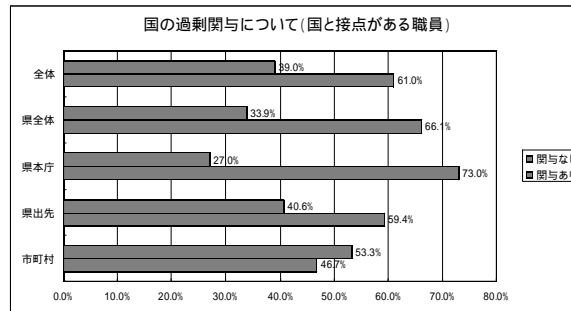
平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

過剰関与等問題事例の収集

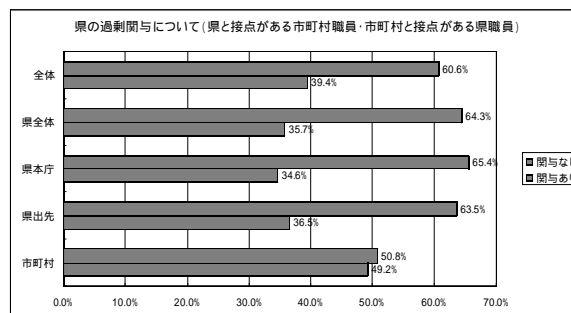
地域密着型地方自治制度研究会議の研究資料として、10月に市町村職員・県職員アンケートを実施。

アンケート結果から得られた大まかな傾向

《国による過剰関与を受けたことがあると認識している職員》



《県による過剰関与があると認識している市町村職員及び県職員》



【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

国の過剰関与があったとした職員が約6割、県の過剰関与があったとした職員が約4割となったほか、年代別、分野別の把握も実施し、大まかな傾向を地域密着型地方自治制度研究会議を通して市町村と共有することができた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

過剰関与等問題事例をさらに深める取組み

- ・平成18年度中に大まかな傾向がつかめたことを踏まえ、地域密着型地方自治制度研究会議において具体的な事例に踏み込んで議論を深める。
- ・その際、特に県の過剰関与について徹底して洗い出し、改善を図る。

19年度末成果目標

県の市町村に対する過剰関与を極力少なくし、市町村職員が実感できるようにする。

推進項目	- 1 連携・協働の推進					
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目 ’)	人事領域				
取組の内容						
<p>市町村に対して策定が求められる各種計画等について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。</p> <p>また、策定が必要な計画等については、円滑な策定が図られるよう支援します。</p> <p>併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し市町村等へ周知する等の取組みを徹底します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
仕組みの検討・実践		検討	実践			
		→				
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

市町村が策定する計画等への支援の検討

平成17年度中に全庁的に実施した「市町村に策定が求められている各種計画の洗い出し結果」に基づき、計画策定の必要性を判断する基準について検討

それぞれ個別の根拠を持っており、一律に可否を判断することはできないとの結論

地域密着型地方自治制度研究会議において、具体論から議論することとした。

(第2回地域密着型地方自治制度研究会に向けたアンケート調査の際に、実際に担当している目線から個別の指摘を受けたところ)

【ほぼ計画どおり実行】

成果目標に対する効果

市町村が策定する計画の必要性について、問題事例の把握ができた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

市町村が策定する計画等への支援の検討

平成18年度に実施したアンケート調査をもとに、地域密着型地方自治制度研究会議において市町村が計画策定を行う際の支援の在り方とその具現化について議論するとともに、計画ごとに組織の枠組みを超えて共通する項目の統合・共有や、そもそもの策定の必要性等、負担軽減の可能性についても研究を進める。

19年度未成果目標

地域密着型地方自治制度研究会議の議論を踏まえ、いくつかの計画を抽出し、具体的な改善に着手する。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (分権宣言進化プログラム実践項目)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域 財務領域、各部署				
取組の内容						
<p>県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など 市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。 なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援します。</p> <p>取組みの内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移譲可能業務リストの作成 県の提示する移譲可能権限へ市町村意見を反映することにより、移譲可能業務リストを作成します。(平成 18 年度) 2 サポート体制のあり方の検討 財源措置(うつくしま権限移譲交付金)のみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方について検討します。 3 事務処理特例条例の一本化 市町村への権限移譲の状況の一覧性を確保するため、現在業務ごと個別に定められている事務処理特例条例の一本化を図ります。 <p>【成果目標】 法令及び条例に基づく県の権限数約 4,900 について、移譲可能業務リスト(たたき台)を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成 18 年 10 月を目途に県としての移譲可能業務リスト提示し、このリストに基づき、平成 19 年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
サポート体制のあり方検討・実施		検討 →	実施			→
事務処理特例条例の一本化		→				
オーダーメイド権限移譲の実施						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

オーダーメイド権限移譲の実施

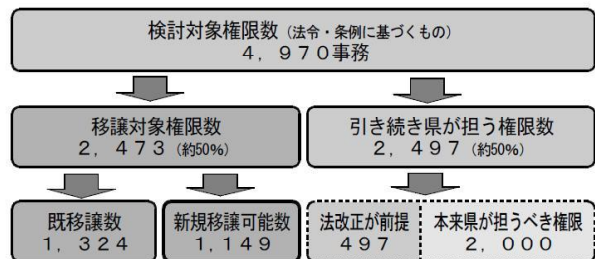
【計画どおり推進】

1 市町村の意向を踏まえた移譲可能リストの作成

- 4月 市町村に対する説明会の実施及び県作成リストに対する意見照会
- 5月 市町村に対する説明会の実施
- 6～8月 市町村からの意見回答及び意見に対する県の考え方の整理
(7月開催の地域密着型地方自治制度研究会に状況報告)
- 9～12月 県の考え方についての市町村に対する説明及び県の考え方に対する意見照会
(10月開催の地域密着型地方自治制度研究会に状況報告)
- 11～12月 県内部の最終調整
- 1月 リストの提示
(市町村が包括的にまちづくり等を進める観点からのパッケージ案も提示)

2 サポート体制のあり方の検討

移譲後の市町村における円滑な事務処理のための支援として、市町村の要望や実情に応じて出張による短期間の職員派遣を実施することとした。 【計画どおり推進】



※ あくまでも市町村の選択によって移譲を行うものであり、県から移譲を強要するものではない。

3 事務処理特例条例の一本化

リストの整理において、既移譲権限についても一覧性が確保され、条例を整理すると同等の効果が得られることから、当面条例の一本化は行わないこととした。 【計画どおり推進】

4 市町村による権限の選択

1月に提示したリストをもとに、市町村から移譲希望権限の選択を受けた。
対象22市町村、選択権限数199

【計画どおり推進】

成果目標に対する効果

市町村がどのようなまちづくりを行おうとしているかとの視点で、県が行っている権限を選択する取組みであり、徐々に浸透を図っていく上での基礎ができた。

今後の取組み

平成19年度取組項目

オーダーメイド権限移譲の実施

- 年度前半 選択権限についての市町村との具体的な協議の実施
- 年度後半 リストの見直し及び平成20年度に向けた市町村の選択の実施

19年度末成果目標

選択を受けた権限について具体的に移譲に結びつける。併せて未選択の市町村への浸透を図る。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(2)地域課題解決に向けた政策法務の充実	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目)	市町村領域、文書管財領域				
取組の内容						
<p>市町村における課題解決のため、各地域の地域連携室を通じた支援を行うとともに、市町村との意見交流の場を設けます。</p> <p>具体的な内容</p> <p>1 市町村に対する支援</p> <p>(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援</p> <p>(2) 課題解決に向けた法的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的支援 ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 <p>(参考)</p> <p>県の取組み（再掲 - 1 - (1)）</p> <p>地域課題解決に向けた政策法務体制の整備</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取り組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援						
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

- (1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援

地域連携室地域担当の市町村への訪問活動等を通じ、情報収集及び市町村課題の把握に努め、必要に応じ助言を行った。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

地域連携室の設置、運営及び地域担当の訪問活動等により、住民や市町村に身近な出先機関が、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題に対し、主体となって対応する取組みを進めることができた。

- (2) 課題解決に向けた法的支援

- ・県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的な支援

間接的な支援の一つとして、

7月、8月 地域連携室員が、政策法務に係る県と市町村との意見交換会に参加した。

主催グループを除いた県職員参加者数 36名

12月以降 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したWEB

マガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。

12月、3月発刊

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

他の県職員に対する研修等とあいまって、県職員の法務能力の向上に資することとなった。

- ・市町村との政策法務に関する意見・情報交換

6月 県内市町村の法務に関するアンケート形式の調査を実施した。

7月、8月 政策法務に係る県と市町村との意見交換会を開催した。

2月 文書法務グループ、広域行政グループ、各地域連携室の主催

県内3方部で開催 市町村からの参加者 51団体75名

又、いわき市と政策法務に係る意見交換を行った。 【計画どおり実施】

- ・その他、市町村法務に対する県の支援として、

1月、2月 地域連携室主催で情報交換会等を開催し、広域行政グループ、文書法務グループが参加した。

県南地域連携室 「市町村法務担当者情報交換会」

南会津地域連携室 「政策法務支援研修会」

2月、3月 町の新規条例制定に関して、内容整理に係る助言等を支援した（ ）。

県内の町の新規条例制定に際し、町から地域連携室を通して条例条項の規定内容等について相談があったため、政策法務支援として地域連携室とともに条項内容の整理に係る助言を行う等の支援を行った。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

参加した市町村職員の多数から、意見交換の場の設定や政策法務への取組みの重要性、情報交換をはじめとした自治体間の交流の必要性に関する認識が高まったという感想があ

り、県市町村相互の法務能力向上に資する交流の場となった。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

(1) 地域連携室の主体的な取組みを通じ、各地域の実状を踏まえた市町村に対する支援を継続する。

19年度末成果目標

地域連携室設置の趣旨を踏まえ、市町村の課題解決に向けた取組を支援する。

(2) 課題解決に向けた法的支援

・県職員の資質向上(職員研修等)を通じた間接的な支援

5月以降 県職員を対象としたWEBマガジン「うつくしま法務茶房」による政策法務情報の提供を行う。四半期毎に発刊を予定。

6月以降 政策法務に係る県と市町村との意見交換会へ地域連携室員の参加を促す。

19年度末成果目標

文書法務グループとしても、上記取組を通して職員の政策法務に関する認識を深め、法務能力の向上を支援する。

・市町村との政策法務に関する意見・情報交換

6月以降 政策法務に係る県と市町村との意見交換会を開催する。

各地域連携室単位で開催を予定

通年 市町村の求めに応じ各地域連携室を窓口として、各地域での政策法務に係る事業への参加や、条例規則化等への助言など適切な支援を行う。

19年度末成果目標

このような取組により、法務面での情報共有等地域での広域的な連携を促進するとともに、市町村職員の更なる法務能力の向上に寄与することにより、地域課題解決の取組みを支援する。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、市町村行政支援プランの拡充を図るとともに、次の取組みを行います。</p> <p>支援に係る連携体制の確立（再掲 - 1 - (1)） 市町村経営や地域課題に迅速に対応するため、地方振興局に地域連携室を設置し課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁においても地域連携支援プロジェクトチームを設置し、部局横断的に支援します。</p> <p>人的支援 市町村が、多様化・高度化する行政需要に応えられるよう、職務能力の向上を図るため、引き続き要請に応じた人事交流や実務研修の受け入れ等を実施します。</p> <p>行政体制整備のための支援 市町村の円滑な業務体制を確保するため、 ・市町村相互の事務の共同処理における調整 ・県と市町村の事務の共同処理 ・事務の受託 等 の制度化等について検討します。</p> <p>【成果目標】 県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人的支援					→
	行政体制整備のための支援					→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 -1-(1)）
4月 ・出先機関が連携して地域課題に対応する体制を構築するため、「地域連携室」を各地方振興局に設置した。
・地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を設置した。 【計画どおり実施】
- 2 人的支援
市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。
・相互人事交流 13市町 13名
・実務研修受入 14市町村 14名 【計画どおり実施】
- 3 行政体制整備のための支援
市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」（平成19年3月）としてとりまとめた。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置、運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。
- 2 人事交流、実務研修を通じて各市町村職員の職務能力の向上が図られ、市町村の行政基盤の強化につながった。
- 3 業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 支援に係る連携体制の確立（再掲 -1-(1)）
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。
本庁においてもその情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する。
- 2 人的支援
引き続き、市町村の要請に応じて、相互人事交流や実務研修の受入を実施する。
- 3 行政体制整備のための支援
平成18年度にとりまとめた基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

19年度未成果目標

- 1 設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。
また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善を図る。
- 2 相互人事交流や実務研修の実施により、引き続き、市町村職員の職務能力の向上を図る。
- 3 市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として、迅速な検討を行う。

推進項目	- 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>「市町村合併支援プラン」に基づき、次の取組みを行います。</p> <p>1 合併協議に対する支援 合併協議会の要請に応じて、委員、顧問、アドバイザーとして参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行います。 また、合併協議会の運営経費等に対して助成を行います。</p> <p>2 人的支援・行政体制整備のための支援 合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、要請に応じ指導監督を行う職員等を派遣します。 また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保ため、要請に応じ教育委員会に指導主事を派遣します。</p> <p>3 合併後のまちづくりのための支援 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付します。 また、新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。</p> <p>【成果目標】 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	合併協議に対する支援				→	
	人的支援・行政体制整備のための支援					→
	合併後のまちづくりのための支援					→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 合併協議に対する支援

合併協議会の要請に応じて、委員等として参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行った。

- ・ 合併協議会への参画 福島市・飯野町合併協議会顧問 県北地方振興局長
- ・ 合併協議会事務局駐在 本宮町・白沢村合併協議会1名 (H18年12月末まで)

【計画どおり実施】

2 人的支援・行政体制整備のための支援

合併で新たに福祉事務所が設置された場合に、市町村の要請に応じて、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣した。

- ・ 伊達市 1名 (H18年1月1日～平成19年3月31日)
- ・ 本宮市 1名 (H19年1月1日～平成21年3月31日)

市町村の要請に応じ、合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣した。

8市 27名

【計画どおり実施】

3 合併後のまちづくりのための支援

合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。

- ・ H18年度交付実績 11市町 交付総額 793,800千円

合併推進債を活用した県管理道路の整備事業の実施に向け、合併市町との合同での現地調査等を通じ整備必要箇所を選定し、「福島県市町村合併支援道路整備計画」(平成19年3月)を策定した。 ・対象 合併10市町

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 合併協議に関する支援により、各合併協議会において円滑な協議が行われた。
- 2 福祉事務所に係る人的支援により、合併市町における福祉関係業務が円滑に実施された。また、指導主事の派遣により、合併市町における学校教育の指導体制の確保が図られた。
- 3 市町村合併支援交付金の交付により、合併市町において、電算システムの統合や看板の整備等が行われ、新市町の行政体制の確保、新たなまちづくりの実現につながった。また、「福島県市町村合併支援道路整備計画」の策定により、H19年度以降、具体の事業に着手することが可能となった。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 合併協議に関する支援

引き続き、福島市・飯野町合併協議会に顧問として参画する。

また、新たな合併協議会が設置された場合は、要請に基づき協議会へ参画するとともに、協議会運営経費の助成を行う。

2 人的支援・行政体制整備のための支援

引き続き、本宮市に対し、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣する。

引き続き、要請に応じ合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣する。

3 合併後のまちづくりのための支援

引き続き、合併市町に対し、合併市町村支援交付金を交付する。

「福島県市町村合併支援道路整備計画」に基づき、平成19年度は2整備箇所について調査を行う。

19年度末成果目標

合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指す。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮				
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	中心となる領域等			
		財務領域			
取組の内容					
<p>新たな財政構造改革プログラム（計画期間：平成18年度～22年度）に基づく取組みあらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造 1の確立を目指します。</p>					
数値目標					
	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
中期財政見通しの財源不足額	380億円	450億円	450億円	420億円	1,700億円
財源確保額（A+B）	240億円	300億円	320億円	340億円	1,200億円
うち歳入確保額（A）	160億円	150億円	140億円	120億円	570億円
うち歳出削減額（B）	80億円	150億円	180億円	220億円	630億円
財源確保対策後の不足額	140億円	150億円	130億円	80億円	500億円
主要4基金充当額	140億円	100億円	0	0	240億円
要調整額=更なる財源確保努力分 ²	0	50億円	130億円	80億円	260億円
〔参考〕「緊急対応期間」の数値目標 ³					
	17、18年度				
財政見通しの財源不足額	990億円				
財源確保額（A+B）	430億円				
うち歳入確保額（A）	200億円				
うち歳出削減額（B）	230億円				
財源確保対策後の不足額	560億円				
主要4基金充当額	310億円				
要調整額=更なる財源確保努力分	250億円				
<p>1：当初予算編成において、主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉施設整備基金）からの繰入がなくとも、歳入・歳出が均衡している状況。</p> <p>2：「要調整額」は、各年度の予算編成において、更なる財源の確保に取り組むことにより解消することとしている。</p> <p>3：「緊急対応期間」における財源確保目標額は2年間の合計額である。</p>					
〔成果目標〕					
上記目標のとおり。					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財政構造改革プログラムの実行・進管理					→
備考					

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

18年3月に策定した「財政構造改革プログラム」に基づき、あらゆる工夫による歳入の確保と事務事業の徹底した見直しなどによる歳出削減に取り組み、財源を7つの重点推進分野へ重点的・優先的に配分するなどメリハリのある予算編成に努めた。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

プログラム策定時には想定しえなかった国による地方歳出の厳しい見直しに伴い、地方交付税等が削減されたことから、財源不足を補うため主要四基金^{*1}を想定より39億円多く取り崩す結果となったが、事業の執行段階での経費節減等により、後年度活用できる主要4基金残高はプログラムの見込みとほぼ同程度を確保することができた。

	プログラムにおける見通し	年度予算編成における実績
年度の財源不足額（中期財政見通し）	380億円	-
財源確保額	240億円程度	201億円
うち歳入	160億円程度	117億円
うち歳出	80億円程度	84億円
更なる財源確保努力分（基金の活用を含む）	140億円程度	179億円

*1：主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉施設整備基金）

今後の取組み

平成19年度取組項目

財政構造改革プログラムの実行・進行管理

新たな「財政構造改革プログラム」（計画期間：平成18～22年度）に基づき、あらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、財源を重点推進分野等へ優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型^{*2}の財政構造の確立を目指す。

19年度末成果目標

	プログラムにおける見通し
年度の財源不足額（中期財政見通し）	450億円
財源確保額	300億円程度
うち歳入	150億円程度
うち歳出	150億円程度
更なる財源確保努力分（基金の活用を含む）	150億円程度

*2：当初予算編成において、主要4基金からの繰入がなくとも、歳入・歳出が釣り合っている状況

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(2) 政策評価制度の機能向上	中心となる領域等				
		企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>政策評価（事業評価）制度をより機能させるため、次の取組みにより、評価システムの更なる改善を図ります。</p> <p>成果重視の視点 成果重視の視点から、評価における指標の設定の推進と更なる適正化を図ります。</p> <p>現場重視の視点 評価においても出先機関等現場からの意見の把握等を通じ、現場重視の視点が反映されているか検証します。</p> <p>客観性の向上 「県事業評価委員会」等の外部評価の取組みにより、県民意見の反映等に努め、客観性の向上を図ります。</p> <p>相対的な評価 限られた財政的資源等の効率的な投入のため、引き続き相対的な評価を実施します。</p> <p>【成果目標】 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。 (17年度 62.1%)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標設定の推進・適正化（成果重視）						→
----- 評価システムの改善						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

(1) 成果重視の視点

研修会や指標の勉強会等を充実し、成果指標の未設定事業の解消に努めるとともに、事業構築時に成果指標の設定促進に努めた。

・18年度成果指標設定率 87%（17年度75%）

また、成果指標等の更なる適正化を図った。

【計画どおり実施】

(2) 現場重視の視点

評価表に、出先機関等の現場からの意見欄を拡充・原則記載することとし、現場重視の視点を充実した。

【計画どおり実施】

2 評価システムの改善

(1) 客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、「福島県事業評価委員会」を平成16年度に設置した。

6月 委員の改選が行われ、委員8名中3名（うち1名公募）が新任された。（任期2年）

8月～10月 委員会が6回開催され、30施策・事業の審議を行った。

10月 知事職務代理者に意見を具申した。

【計画どおり実施】

(2) 相対的な評価

平成17年度より、次年度予算要求に向けた「事業の優先度」（相対的な評価）を2次評価項目として導入し、平成18年度においても、最優先、優先が7割、優先順位低い、休止・終了が3割になるよう運用基準を設けて改善を図った。

【計画どおり実施】

(3) 各部局の主体的取り組み及び結果の活用

基本施策体系の39施策230事業の評価結果は、各部局の予算編成枠への反映に活用し、重点施策体系の118事業の評価結果も、重点推進分野の構築と事業選定に活用した。

[計画評価グループにて、評価結果の反映状況を公表予定](概要は別紙)【計画どおり実施】

成果目標に対する評価

数値目標：事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合を22年度までに80%以上にする。

(参考) 事業評価の目的

- ・ マネジメントサイクルの確立
- ・ 成果重視型行政運営の推進
- ・ アカウンタビリティ（説明責任）の徹底

実績：18年度結果：82.8%

(平成18年度事業評価に携わった職員へのアンケート調査による。平成18年度は、194名より回答あり。)

評価：既に、目標値を達成している。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

(1) 成果重視の視点

成果指標等の設定に関する研修の充実等を行い、指標設定の推進と更なる適正化を図る。

2 評価システムの改善

(1) 客観性の向上

「福島県事業評価委員会」で審議いただく時間を確保するため、事業の概要説明の前に、関連事業の構成等をワンペーパーで作成して、説明を行うなどの工夫を行う。

(2) 相対的な評価

限られた資源の効率的な配分を行うため、引き続き相対的な評価を推進する。

財政グループにおいても、現時点で、平成20年度の財政規模を予測することが困難であることなどから、平成18年度の事業評価同様、最優先、優先が7割、優先順位低い、休止・終了が3割に設定する。

(3) 各部局の主体的取り組み及び結果の活用

個別事業の評価主体となる各部局において、県、市町村、民間の役割分担について検討し、事業の実施主体と今後の県の関与のあり方を明確化するなど、事業評価システムの改善を引き続き行う。

19年度末成果目標

数値目標：事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合を、引き続き80%以上とする。

平成18年度事業評価結果の反映状況について
 【報告の概要】

1 本報告について

この度、「平成18年度事業評価結果の反映状況」が取りまとまりましたので、御報告いたします。

本報告は、評価の過程における検討課題及び評価結果を踏まえ、どのような改善等がなされたかについて、平成19年度当初予算との関連において説明するものです。

平成18年度の事業評価については、内部における評価、福島県事業評価委員会による審議を経て、平成18年12月11日の政策調整会議において評価を決定しており、その評価結果については、各部局において平成19年度事業の企画立案への反映や、予算編成の際に活用することとしています。

2 反映状況の概要について

平成18年度の評価対象事業（重点施策体系118事業、基本施策体系230事業）については、2次評価において、4区分（最優先、優先、優先順位低い、休止・終了）の整理を行っており、今回の報告では、それらの事業が、平成19年度において、「拡充」「継続」「縮小・統合・終了等」のいずれに該当することになったかを取りまとめています。

「最優先」「優先」と評価した事業の多くは、概ね「拡充」「継続」となっていました。

また、「優先順位低い」「休止・終了」と評価した事業の多くは、概ね「縮小、統合、終了等」となっていました。【表1参照】

なお、評価の後に、更なる見直しを進めたことにより、評価時点の方向性とは異なるものも一部生じておりますが、概ね評価結果に対応した内容となっております。【表2参照】

表1 各施策体系における評価結果と反映状況（全般）

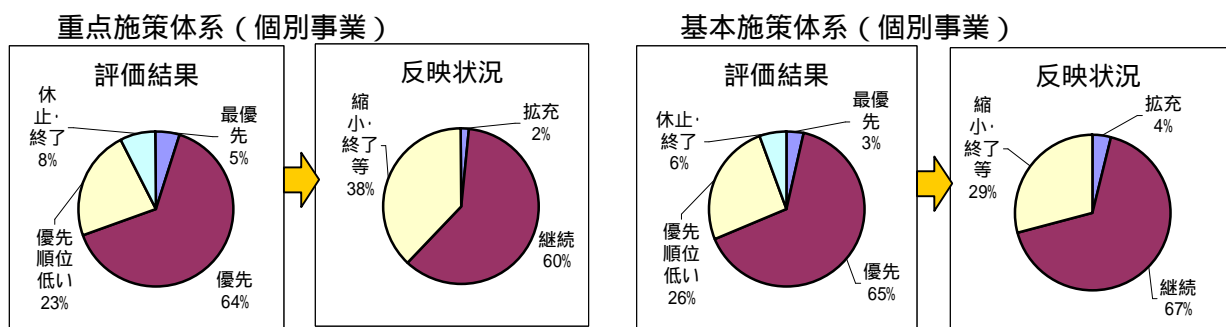
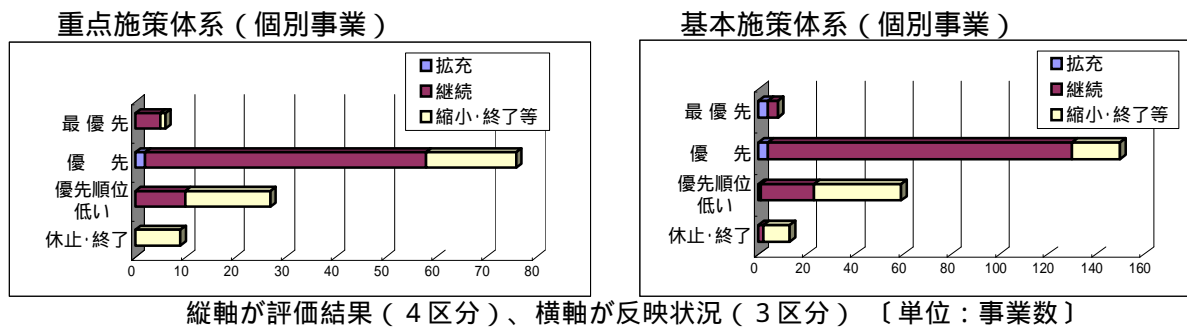


表2 各施策体系の評価区分ごとの反映状況



縦軸が評価結果（4区分）、横軸が反映状況（3区分）〔単位：事業数〕

3 反映状況の詳細について

本報告の詳細については、次ページ以降をご参照ください。また、更に詳細な内容については、企画調整部計画評価グループのホームページをご覧ください。

〔ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/hyoka/> 〕

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>F・F型行政組織の深化に向け、本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムと連動した中で、次の取組みを行います。</p> <p>1 意識改革の取組み</p> <p>(1) 現場に応じた意識改革 職員の政策形成能力や業務遂行能力を高めるとともに、分権型社会、現場主義の考え方にに基づき、それぞれの所属等に応じた意識改革の取組みを行います。</p> <p>2 業務システム改革の取組み</p> <p>(1) 連携目標による行政運営システムの運用状況の検証・改善 部局横断的な取組みの徹底に向け、平成17年度より導入した担当理事制を柱とする標記システムの運用状況を検証するとともに、その改善を図ります。</p> <p>(2) 部局を超えた組織機構の見直し 部局横断の有機的な連携を徹底しながら、組織的な対応が必要な課題については、部局を超えた組織機構の見直しを検討します。</p> <p>(3) 出先機関の組織体制等の見直し 地域連携室の運営状況を検証するとともに、必要に応じ出先機関の組織体制の見直しや本庁と出先機関の連携のあり方を検討します。</p> <p>【成果目標】 「スピード感」ある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
現場に応じた意識改革						→
連携目標による行政運営システムの検証・改善						→
部局を超えた組織機構見直しの検討						→
出先機関の組織体制の見直し						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 現場に応じた意識改革

意識改革の取組みについては、本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムの取組みをはじめ、それぞれの所属等における業務の遂行を通じて、個別具体的に実施した。【計画どおり実施】

2 連携目標による行政運営システムの検証・改善

連携目標による行政運営システムについては、現在取り組んでいる以下の6つのテーマについて、平成18年度工程表に記載の事業を部局横断的に展開するとともに、それらの事業について、各プロジェクトチームによる達成状況等の評価を行い、その結果をF・F型行政組織運営プロジェクト会議（H19.4.27）に報告した。【計画どおり実施】

《テーマ》

- 総合的な安全管理
- 総合的な水管理
- 過疎・中山間地域の振興
- 子どもに関する施策
- まちづくり推進
- 福島空港の利活用促進

3 出先機関の組織体制の見直し

平成18年度に導入した地域連携室を中心とする全庁的な連携体制については、各地域連携室において、それぞれの地域課題に対し個別に対応を行うとともに、地域連携支援プロジェクトチームにおいて、その取組状況等について報告等（3回開催）を行った。【計画どおり実施】

今後の取組み

平成19年度取組項目

F・F型行政組織について、「県民へのわかりやすさ」、「導入目的に沿った運営」などの視点から、年度前半に県民、関係団体、市町村、庁内に対しアンケート調査等を行い、F・F型行政組織を検証し更なる研究を行う。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(4) ITを活用した業務改革の推進	中心となる領域等				
		人事領域・情報統計領域				
取組の内容						
<p>IT化を踏まえた業務の抜本的な見直しにより、「県民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営への転換」を図るため、次の取組みを行います。</p> <p>1 「ITを活用した業務改革実行計画」への取組み 平成20年度までを計画期間とする標記計画に基づき、庶務業務の集中処理化等の具体的な取組みを着実に推進します。 また、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>2 「うつくしま、知恵のフリーマーケット」による政策形成等への反映 「職員の知恵を庁内イントラネット上での議論を通じて磨き上げ、タイムリーに実現することにより、組織総合力の向上を図る」という事業本来の目的の達成に向け、提案に対するレスポンスの迅速化等の改善を図りながら、職員が知恵を出し合える風土の醸成を図ります。</p>						
【成果目標】						
<p>1 庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。</p> <p>2 知恵のフリーマーケットの事務事業、政策形成への反映件数10件</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実行計画に基づく取組み	→				
	実行計画の見直し・推進				→	
	知恵のフリーマーケットの検証・改善				→	
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 「ITを活用した業務改革実行計画」に基づく取組み

(1) 庶務業務の集約化

7月 庶務業務集中処理化基本調査等業務を委託
内部管理的な業務である庶務業務について、現行業務内容の調査、分析作業等を実施し、集中処理化に係る最適な手法の検討等を行った。【計画どおり実施】

3月 「庶務業務改革基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定
庁内の情報通信環境や外部資源等を活用し、集中処理機関等への業務集約化による業務改革（以下「庶務業務集中処理化」という。）を推進すべく、「庶務業務改革基本計画」を策定した。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

現行の業務処理等における課題を明らかにするとともに、庶務業務の集中処理化に向けた改革の視点や方向性等を整理したうえで、「基本計画」を策定し、推進スケジュールや職員数削減目標（80名）等を設定した。

(2) イン트라ネットの利活用による業務効率化とコスト削減

9月 イン트라ネット利活用研修の実施
職員のIT利活用レベルの向上を目的に、各グループのITL（情報化テクニカルリーダー）を対象とした研修を実施した。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

平成18年度実績・・・研修開催回数 3回、受講者数 170人

2 「うつくしま、知恵のフリーマーケット」の検証・改善

「住民の声の交差点」へ発展的に統合 【枠組みの変更】

- 1 - (3) 住民の声が県を動かす仕組みづくりに掲げた「住民の声の交差点」で同様のシステムを活用をするため、「知恵のフリーマーケット」における平成18年度の意見募集を中断して検討を進めてきた結果、併存させず、「知恵のフリーマーケット」の取組みを踏まえながら、「住民の声の交差点」に発展的に統合することとした。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 「ITを活用した業務改革実行計画」に基づく取組み

(1) 庶務業務集中処理化の推進

行財政改革推進本部（業務改革部会）及び各関係所属職員で構成する庶務業務改革推進プロジェクトチーム等を活用し、庶務業務集中処理化に向けた新業務フローの検証作業など、「基本計画」に基づく各種取組みを推進する。

19年度末成果目標

「基本計画」を踏まえ、「庶務業務改革詳細計画(仮称)」を策定し、庶務業務集中処理化を実現するうえで必要となる「庶務事務システム(仮称)」のシステム化対象業務、開発計画等を整理し、併せて、同システムの開発業務を委託する。

(2) イン트라ネットの利活用による業務効率化とコスト削減

職員のIT利活用レベルの向上を目的に、各グループのITL（情報化テクニカルリーダー）を対象とした研修を実施する。

19年度末成果目標

平成19年度実施予定・・・研修開催回数 2回、受講者数 約200人

(3) 全庁データベース利用の活性化

イントラネットにおける「グループウェア（）」を更新し、現在の全庁データベース機能の向上を図り、職員の利便性を向上させる。

電子メール機能、電子会議室機能、電子掲示板機能、スケジュール機能、データベース機能等、組織内ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を支援するソフトウェア。

19年度末成果目標

グループウェアの更新によりシステム性能を向上させるとともに、機能の充実によって業務の効率化を図る（新グループウェアについての研修を平成19年度末頃実施予定）。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮						
取組項目	(5)分権型社会を担う人材育成のための研修	中心となる領域等					
		人事領域					
取組の内容							
<p>「研修に関する基本的な方針」に基づき、次の取組みを推進します。</p> <p>1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、 新しい時代の価値観を的確に捉え、社会の変化に対応でき、 意思決定・判断を迅速にして、積極果敢に新たな課題に挑戦し、 常に向上心を持って自己啓発に努め、幅広い見識と専門的知識を兼ね備えている</p> <p>“自律型職員（自ら考え行動する職員）”の育成に向け、自主選択型・応募型の研修に重点を置いた取組みを推進します。</p> <p>2 各職場における研修の充実 各地域の研修講師（指導者養成講座の修了者）を所属を超えて部局横断的に有効活用することにより、各職場における研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。</p> <p>指導者養成講座： 接遇研修指導者養成講座 「公務員倫理を考える」(J K E T) 指導者養成講座 OJL コーディネーター養成講座</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者：4,000人以上） （参考）平成16年度の受講者数 255人</p> <p>2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上</p> <p>（各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備） （参考）平成17年度までの修了者 163人（平成12年度からの累計）</p>							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成						→	
各職場における研修の充実						→	
備考	ふくしま自治研修センターの指導者養成講座修了者数（累計）						
		H12	H13	H14	H15	H16	H17
	修了者数	25	50	75	96	120	163

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を開講し、年間目標達成。 【計画どおり実施】
- 2 各職場における研修の充実
ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成講座を開講、目標達成に向けて順調に推移している。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数
目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）
平成18年度実績：1,238人
- 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成18年度実績：23人（平成12年度からの累計で186人）

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成
自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数について、年間800人以上という当初目標が引き続き達成できるよう、各部局に対し必要に応じ個別選択研修受講の勧奨等を行う。
- 2 各職場における研修の充実
職場における研修機会の充実を図るため、各種指導者養成講座の実施の趣旨や、修了者の氏名について各部局へ周知するなど、各職場が修了者等を円滑に活用できる体制の整備や、職場研修の充実等について働きかけ等を行う。

19年度末成果目標

- 1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数
目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）
- 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）
目標：平成22年度までに300人以上
平成19年度目標：29人（平成12年度からの累計で215人）

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(6) 県立病院改革の推進	中心となる領域等				
		病院局・人事領域				
取組の内容						
<p>県民に期待され信頼される県立病院として、良質な医療の提供と健全な経営の実現を目指し、「県立病院改革実行方策」に基づき、県立病院改革の取組を着実に推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）整備の取組み 会津総合病院と喜多方病院を統合して整備する会津統合病院（仮称）については、会津地方における県立病院等のネットワークの中核となる病院として整備します。 2 廃止する病院等の移譲等の取組み 廃止するリハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院及び猪苗代病院については、平成18年度末に廃止するとともに、病院の機能等を立地自治体や民間医療機関へ移譲します。 3 存続する病院の充実・強化の取組み 存続する矢吹病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院については、それぞれに求められる医療機能等の充実・強化方策を策定し、実行可能なものから着実に実施します。 4 経営等改善への取組み 「経営等改善アクションプログラム」に基づき、各病院が主体となって自ら経営改善を行う取組みを推進するとともに、病院ごとの収支計画等を盛り込んだ経営計画を策定し、着実に実行します。 <p>〔成果目標〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく経営改善 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立病院改革実行方策の実行						→
経営計画の策定・実施		(策定)	(実施)			→
存続病院の充実・強化方策の策定・実施		(策定)	(実施)			→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 県立病院改革実行方策の実行

(1) 会津統合病院(仮称)整備の取組み

【計画どおり実施】

8月 会津統合病院(仮称)整備調整会議で検討の上、基本構想を策定した。

3月 会津統合病院(仮称)整備調整会議で検討の上、基本計画を策定した。

4月～3月 整備事業に必要な用地の取得に向け、地権者との交渉を進めた(契約は4月)。

(2) 廃止する病院等の移譲等の取組み

3月 リハビリテーション飯坂温泉病院を廃止し、当該病院の機能等を(財)脳神経疾患研究所へ移譲した。【計画どおり実施】

3月 リハビリテーション飯坂温泉病院本宮診療所を廃止した。【計画どおり実施】

3月 三春病院を廃止し、当該病院の機能等を三春町に移譲した。【計画どおり実施】

3月 猪苗代病院を廃止し、当該病院の機能等を猪苗代町に移譲した。【計画どおり実施】

2 経営計画の策定・実施

3月 矢吹病院、喜多方病院、会津総合病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院の各病院院ごとの収支目標の設定、経営改善策、医療機能等の充実・強化策等からなる「福島県立病院事業経営改善計画」を策定した。【計画どおり実施】

3 存続病院の充実・強化方策の策定・実施

前記2の経営改善計画を策定するとともに、医師確保に向けた取組み、看護体制の充実・強化、DPC()導入の準備等実行可能なものを実施した。【計画どおり実施】

DPC=診断群分類包括評価。これまでの出来高払い制度は、治療にどれだけの費用が掛かったかで報酬が決まる制度であった。しかし、DPCを用いた支払い制度は、患者の状態に応じて疾病を区分し、その分類によって入院一日単位の包括点数が定められているため、最短かつ無駄のない医療が行われると同時に、最適な医療を行う能力が医療者に求められる仕組みとなる事が期待されている。また、行政への利益として、医療サービスが標準化する結果、医療費抑制が実現されることも期待されている。

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 県立病院改革実行方策の実行

・会津統合病院(仮称)整備の取組み

4月～3月 基本設計・造成設計を行うとともに、実施設計及び造成工事を進める。また、運営、医療情報システム及び医療機器等に係る検討を進める。

2 経営計画の策定・実施

5月～3月 ・経営改善計画に掲げた経営改善策等の具体的な取組み内容や実施時期等を定めた「(仮称)県立病院事業アクションプログラム」を上半期に策定し、これに基づき着実に実行する。

・病院局内に「(仮称)病院局経営戦略会議」を設置し、全病院の経営状況を共有化して機動的・戦略的な病院経営を図る。

・外部の有識者等で構成する「(仮称)県立病院事業経営評価委員会」を設置し、経営改善計画の進捗状況等について客観的な評価等を行う。

3 存続病院の充実・強化方策の策定・実施

4月～3月 前記2における「(仮称)県立病院事業アクションプログラム」には、矢吹病院、喜多方病院、会津総合病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院の医療機能等の充実・強化策を含み、実行可能なものから着実に実施する。

19年度未成果目標

1 会津統合病院(仮称)については、基本設計及び造成設計を実施し、平成23年度の開院に向け、着実に整備を進める。

2 「(仮称)県立病院事業アクションプログラム」の実行並びに「(仮称)病院局経営戦略会議」及び「(仮称)県立病院事業経営評価委員会」の開催を通して、医療機能の充実、健全経営の実現等を図っていく。

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(7) 企業局事業の見直し	中心となる領域等
		企業局・人事領域

取組の内容

「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取組みを推進します。

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進等による効率的な事業運営
 好間工業用水道の地元市への譲渡
 相馬・好間工業用水道の未売水の解消
 老朽化施設の大規模改修の計画的な実施

2 地域開発事業

様々な工夫による販売戦略の展開や関係部局・立地市町との緊密な連携による効果的、効率的な販売活動を推進し、平成 19 年度までに造成済未分譲地を完売する。

分譲率(平成 17 年度末)

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率 (%)
工業団地			
工業の森・新白河 C 工区	21.8	6.4	29.4
田村西部	62.9	22.8	36.2
ビジネスパーク	8.9	0.7	7.9
ライフパーク	206 区画	55 区画	26.7%

【成果目標】

1 工業用水道事業

アウトソーシングの推進

： 経常費用を平成 22 年度までに 25%以上削減（対平成 14 年度比）

未売水の解消（相馬工業用水道）

： 平成 22 年度までに給水契約率 65%以上を目指す。

（平成 17 年 4 月 1 現在 51.3%）

磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率

： 平成 22 年度までに 90%以上

2 地域開発事業

造成済未分譲地の分譲率：100%（平成 19 年度末）

取組の工程表

主な取組事項	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
一層のアウトソーシングの推進			→		
相馬・好間工業用水道の未売水の解消					→
大規模改修への計画的な実施					→
造成済未分譲地の完売		→			

備考

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取組みを実施した。

(工業用水道事業)

1 一層のアウトソーシングの推進

相馬工業用水道において、平成19年度から包括業務委託を実施することとし、平成18年度末で相馬事業所を廃止した。【計画どおり実施】

2 好間工業用水道の地元市への譲渡

好間工業用水道の地元市への事業譲渡及び経営健全化策について協議を継続した。

協議回数5回

【継続協議が必要】

3 相馬・好間工業用水道の未売水の解消

【計画どおり実施】

相馬工業用水道 8月から600回/日(1社)給水開始(新規契約)

好間工業用水道 県と市の連携により未売水解消に向けた「経営健全化アクションプログラム」を策定し、企業訪問等による働きかけを実施。

4 大規模改修への計画的な実施

磐城・勿来工水の導・配水管防食工事などを中長期計画に基づき実施するとともに、磐城工業用水道第2期改築工事を計画どおりに実施した。【計画どおり実施】

(地域開発事業)

5 造成済み未分譲地の売却

立地市町や県外事務所等との連携の下、様々な工夫による販売戦略を展開した結果、ビジネスパークを含む工業団地で3社、ライフパークで13区画の分譲実績となった。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

1 工業用水道事業

経常費用削減

平成18年度末見込み 平成14年度比15.2%削減

(平成18年度経常費用 2,680百万円)

未売水の解消(相馬工業用水道)

平成18年度末 給水契約率53.0%

磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率

平成18年度末 耐震化率85.7%

2 地域開発事業

造成済み未分譲地の平成18年度分譲率

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率(%)
工業の森・新白河C工区	21.8	15.2	69.7
田村西部	62.9	22.8	36.2
ビジネスパーク	8.9	3.28	36.8
ライフパーク	206区画	66区画	32.0

今後の取組み

平成19年度取組項目

引き続き「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取り組みを実施

(工業用水道事業)

- 1 一層のアウトソーシングの推進
一層のアウトソーシングの推進及び土木・電気・機械など業種毎の集約発注の推進
- 2 好間工業用水道の地元市への譲渡
好間工業用水道の地元市への円滑な譲渡に向けて協議を継続し、具体的な譲渡時期や価格等の条件を整理
- 3 相馬・好間工業用水道の未売水の解消
地元市などと連携のうえ、立地企業に対する需要開拓を図り、未売水の解消に努める。
- 4 大規模改修への計画的な実施
老朽化施設に対する大規模改修と耐震化の計画的な実施

(地域開発事業)

- 5 造成済み未分譲地の売却
ダイレクトメール等による幅広い情報発信とトップセールスを含む積極的な販売活動の推進

成果目標

- 1 工業用水道事業
経常費用削減
平成22年度末までに25%以上削減(対平成14年度比)
未売水の解消(相馬工業用水道)
平成22年度末までに給水契約率65%以上
磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率
平成22年度末までに90%以上
- 2 地域開発事業
造成済み未分譲地の平成19年度末分譲率: 100%

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>「公社等外郭団体への関与等に関する指針（以下「関与等指針」）」に基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、公社等外郭団体（以下「公社等」）との新たなパートナーシップの構築に取り組みます。</p> <p>1 関与等指針の定着化 「点検評価」の実施、結果公表などを通して、関与等指針の定着化を図ることにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進します。 特に、公の施設の指定管理者制度に関係する公社等については、指定手続における透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。</p> <p>2 公社等見直しの実効性の確保 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画」）」について、取組みの進捗よく状況、指定管理者制度の状況等を踏まえ、必要に応じ修正を行い実効性を高めていくことにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進していきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>公社等（平成18年3月31日現在：21団体） 県行政の補完等の業務を行うものであること。設立に当たっての関与の度合いが高いこと。資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する県の出資、出えん等の割合が概ね25%以上であること。役員への県職員の派遣があること。関与等指針の適用が特に必要と認められること。から、関与等指針の対象として決定した団体。</p> </div> <p>【成果目標】 公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。</p> <p>(1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。</p> <p>(2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「関与等指針」の定着化						→
実行計画の進行管理・見直し						→
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 関与等指針の定着化

以下の取組により関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自立的な経営を促進した。

(1) 対象21公社の「点検評価」の実施

- ・点検評価委員会による点検評価を5回実施し7団体を点検評価した。

福島県社会福祉事業団等7団体

【計画どおり実施】

- ・総務部による点検評価を実施した。

点検評価委員会において点検評価した7団体を除く14団体

【計画どおり実施】

(2) 結果公表

- ・点検評価委員会による報告書の公表（平成18年10月30日公社等見直し部会）

【計画どおり実施】

- ・総務部による点検評価結果の公表（平成19年2月9日公社等見直し部会）

【計画どおり実施】

2 実行計画の進行管理・見直し

(1) 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画」）」の修正

点検評価結果等をふまえ「実行計画」を修正（平成19年3月26日公社等見直し部会）

シンクタンクふくしま等6団体修正、福島県自然の家は新規策定

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

平成18年度末削減数 29名 H19.4.1 現在派遣数 168名 進捗率48%

指定管理者制度関係公社等 11名

上記以外の公社等 18名

今後の取組み

平成19年度取組項目

公社等の主体的、自立的な経営を促進するため、平成18年度に引き続き下記のとおり取り組む。

〔取組みの概要〕

関与等指針の定着化

点検評価の実施、結果公表などを通して、関与等指針の定着化を図る。

公社等見直しの実効性の確保

取組みの進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じ実行計画の修正を行い、実効性を高める。

新たな点検評価のあり方を検討・決定

今年度で対象となる21公社の点検評価委員会における点検評価が終了するので、平成20年度以降の新たな点検評価のあり方を検討・決定する。

19年度末成果目標

県職員派遣数：平成17年度末197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減。

「実行計画」等に基づき見直しを進める公社等（12団体）	
1 現行の「実行計画」（H18.3修正）を継続する公社等（5団体）	
公社名	見直しの方向性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
(財)福島県観光開発公社	物産プラザふくしま等との統合の着実な実行
(財)物産プラザふくしま	観光開発公社等との統合の着実な実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的取組みの実行
福島県住宅供給公社	「改訂整理計画」の着実な実行
2 現行の「実行計画」（H18.3修正）を修正する公社等（6団体）	
(財)ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま)	存廃も含め、「シンクタンクふくしま」の在り方についての抜本的な検討・見直し
(財)福島県農業振興公社	新たな「経営合理化計画」等の策定による主体的な取組みの実行
(財)福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社の在り方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(財)福島県建設技術センター	「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく検討・見直し
(財)福島県下水道公社	流域下水道の効果的な維持管理方式の決定 決定内容を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し
3 新たに「実行計画」を策定する公社等（1団体）	
(財)福島県自然の家	直営での運営を含め、県職員の派遣で組織される公社の在り方の抜本的な検討 次回指定管理者選定期間までに整理

主体的・自立的に見直しを進める公社等（9団体）	
公社名	見直しの方向性
(財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県都市公園・緑化協会	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	経営計画等の策定などによる主体的・自立的な法人運営

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(9) 県立社会福祉施設の見直し	中心となる領域等
		保健福祉総務領域 生活福祉領域、自立支援領域

取組の内容

次により、県立社会福祉施設の見直しに取り組みます。

「県立社会福祉施設見直しに係る工程表」(H16.11)に基づく着実な実行各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実施します。
また、進捗状況を踏まえ、必要な修正を行います。

【成果目標】

下表のとおり各施設ごとの工程表に基づき見直しを実行する。

民間移譲 8 施設（平成 18 年度 2、平成 19 年度 1、平成 20 年度 4、平成 21 年度 1）

指定管理者移行 6 施設（平成 18 年度 6）

民間移譲等を検討 3 施設、施設のあり方を検討 2 施設、直営継続 3 施設

社会福祉施設（22 施設）の見直しの方向性

（1） 県社会福祉事業団に管理委託分（14 施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100 人	H18 年 4 月民間移譲
やまぶき荘	"	S48.8	100 人	H18 年 4 月民間移譲
さつき荘	"	S50.9	100 人	民間移譲：H 19
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100 人	H18 年 4 月指定管理者
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100 人	民間移譲：H 20
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100 人	H18 年 4 月指定管理者
かしわ荘	"	S50.9	100 人	H18 年 4 月指定管理者
かえで荘	"	S55.4	100 人	H18 年 4 月指定管理者
ばんだい荘（あおば）	"	H11.4	60 人	H18 年 4 月指定管理者
矢吹しらうめ荘	"	H 6.4	100 人	民間移譲：H 20
矢吹しらうめ通動寮	知的障害者通動寮・自立支援給付費	H 6.4	20 人	民間移譲：H 20
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4	100 人	民間移譲：H 20
からまつ荘	"	S49.5	150 人	民間移譲：H 21
ばんだい荘（わかば）	知的障害児施設・措置	S43.4	40 人	H18 年 4 月指定管理者

(2) 県直営分 (8 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
喜多方しのめ荘	救護施設・措置	S28. 5	50 人	民間移譲等を検討
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置・介護保険	S25. 3	70 人	民間移譲等を検討
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16. 4	20 人	県直営を継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27. 2	40 人	施設のあり方を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100 人	民間移譲等を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110 人	施設のあり方を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38. 6	入所 90 人	県直営を継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23. 4	50 人	県直営を継続

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直しの実行					→
進捗状況を踏まえた工程表の修正					→

備考

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

県立社会福祉施設見直しに係る工程表（初版：16.11）に基づく見直しの実行
見直しの進捗状況等を踏まえ、工程表の改定を行った。（第2版：18.12）
各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行した。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 民間移譲の実行 2施設（成果目標8施設： 2施設、以降6施設）
- ・ 指定管理者移行 6施設（成果目標6施設）
- ・ 民間移譲等を検討 3施設、施設のあり方を検討2施設、直営継続3施設（成果目標同左）

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分（14施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成18年度の取組
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人		平成18年4月に社会福祉法人へ移譲
やまぶき荘	"	S48.8	100人		平成18年4月に社会福祉法人へ移譲
さつき荘	"	S50.9	100人	平成19年4月に社会福祉法人へ移譲	社会福祉法人への移譲に向けた検討・調整
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	平成20年度に民間移譲	平成18年4月から指定管理者制度に移行
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行
かしわ荘	"	S50.9	100人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行
かえで荘	"	S55.4	100人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行
ばんだい荘（あおば）	"	H11.4	60人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行
矢吹しらうめ荘	"	H6.4	100人	平成20年度に民間移譲	平成18年4月から指定管理者制度に移行
矢吹しらうめ通勤寮	知的障害者通勤寮・自立支援給付費	H6.4	20人	平成20年度に民間移譲	平成18年4月から指定管理者制度に移行

浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100人	平成20年度に民間移譲	平成18年4月から指定管理者制度に移行
からまつ荘	"	S49.5	150人	平成21年度に民間移譲	平成18年4月から指定管理者制度に移行
ばんだい荘 (わかば)	知的障害児施設・措置	S43.4	40人	指定管理者制度の継続	平成18年4月から指定管理者制度に移行

(2) 県直営分(8施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成18年度 of 取組
喜多方しののめ荘	救護施設・措置	S28.5	50人	平成21年度を目標に社会福祉法人への移譲等	民間移譲等を検討・調整
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置	S25.3	70人	平成20年度に社会福祉法人への移譲	民間移譲等を検討・調整
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16.4	20人	県直営を継続	
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	検討結果等に基づく取組み	施設のあり方を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100人	民間移譲等の検討	施設のあり方を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110人	検討結果等に基づく取組み	施設のあり方を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38.6	入所 90人	県直営を継続	
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23.4	50人	県直営を継続	

今後の取組み

平成19年度取組項目

県立社会福祉施設見直しに係る工程表(第2版:18.12)に基づく見直しの実行
各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行する。
また、進捗状況等を踏まえ必要な修正を行う。

19年度末成果目標

- ・ 民間移譲の実行 1施設(成果目標8施設のうち18年度に2施設の移譲を実行)
- ・ 指定管理者の継続 6施設(成果目標6施設すべてを18年度に移行)
- ・ 民間移譲等を検討 2施設、施設のあり方を検討3施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分 (14 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成 19 年度取組の内容
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100 人	
やまぶき荘	"	S48.8	100 人	
さつき荘	"	S50.9	100 人	平成 19 年 4 月に社会福祉法人に移譲
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100 人	指定管理者制度の継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100 人	移譲先法人の決定と移譲手続き
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100 人	指定管理者制度の継続
かしわ荘	"	S50.9	100 人	指定管理者制度の継続
かえで荘	"	S55.4	100 人	指定管理者制度の継続
ばんだい荘 (あおば)	"	H11.4	60 人	指定管理者制度の継続
矢吹しらうめ荘	"	H6. 4	100 人	社会福祉法人への移譲に向けた調整
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮 ・自立支援給付費	H6. 4	20 人	社会福祉法人への移譲に向けた調整
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100 人	移譲先法人の決定と移譲手続き
からまつ荘	"	S49.5	150 人	民間移譲等の検討
ばんだい荘 (わかば)	知的障害児施設・ 措置	S43.4	40 人	指定管理者制度の継続

(2) 県直営分 (8 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成 19 年度取組
喜多方しののめ 荘	救護施設・措置	S28.5	50 人	社会福祉法人への移譲に向けた調整

希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置	S25.3	70人	移譲先法人の決定と移譲の手続き
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16.4	20人	県直営の継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設のあり方等について検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100人	施設運営のあり方等について検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110人	施設のあり方等について検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38.6	入所 90人	県直営の継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23.4	50人	県直営の継続

推進項目	- 1 これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(10) 定員の削減	中心となる領域等
		人事領域 病院局 教育総務領域 警務教養課 ほか

取組の内容

「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」、「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。

県職員削減の総数(目標) 1,445 (4.7%)
(H18.4.1 ~ H23.4.1)

任命権者ごとの目標

《知事部局》

平成23年4月1日までに、350人を純減します。

(平成18年2月議会条例改正)

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	5,862					5,512	350
改正	↑ 1,423						
	7,285						

《教育委員会》

児童生徒数の減少を踏まえ、義務標準法及び高校標準法に基づき、教職員定数889人の純減を見込みます。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定数	20,107					19,218	889
改正見込							

義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

高校標準法：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

《警察本部》

警察官以外の一般職員について、少なくとも3人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)						
一般職員	516					513	3

警察官については、警察法施行令で定員の基準が規定されるため目標値を設定しない。

《病院局》

3病院1診療所の廃止により、191人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	1,090					899	191
改正見込							

《その他》

その他の部局において、アウトソーシングの推進等により12人純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	161					149	12
改正見込							

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
条例定数・児童生徒数の減少・病院の廃止等を踏まえた定員管理					

備考

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

アウトソーシングの推進、事務事業の見直し、組織機構の見直し等の取組みにより、平成19年4月1日現在で、平成23年度における県職員削減の目標総数 1,445人に対し、452人を純減した。 【一部前倒しで実施】

任命権者ごとの取組状況

《知事部局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	5,862					→ 5,512	350
改正	↑ 1,423	58					
	7,285						

《教育委員会》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定数	20,107					→ 19,218	889
改正見込		197					

《警察本部》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)						
一般職員	516	±0				→ 513	3

《病院局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	1,090					→ 899	191
改正見込		191					

3病院1診療所の廃止により目標を前倒しで達成

《その他》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数	161					→ 149	12
改正見込		6					

備考欄は平成18年4月1日現在の定員と平成23年4月1日付け定員の差

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 条例定数・児童生徒数の減少等を踏まえた定員管理
引き続き、下記の事項に取り組むことにより、任命権者ごとに厳格な定員管理に努める。
- ・アウトソーシングの徹底
 - ・事務事業の見直し
 - ・ITの活用等による事務の効率化
 - ・組織機構の見直し など

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>流動化する時代に的確に対応するため、公務能率の向上に向けた新たな取組みとして、人事給与制度の見直しを進めます。</p> <p>1 新たな人事制度の検討 外部有識者等の意見を反映させながら新たな人事制度を検討し、平成19年度からの導入を目指します。 また、職員の能力や勤務実績を適正に給与処遇に反映させる取組みを進めます。</p> <p>2 多様な人材の確保 引き続き、任期付職員・民間実務経験者などの採用等を行い、多様な人材の確保とその活用を図ります。</p> <p>3 柔軟な勤務形態の検討 フレックスタイムや在宅勤務、短時間勤務など新たな勤務形態の枠組みについて、地方公務員法改正の動向を見据えながら検討を行います。</p> <p>4 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 ・ 前回の全面見直し（平成14年度から改正）以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて特殊勤務手当の総点検を実施します。 ・ その他、特定の業務等を対象とする手当についても、併せて点検します。 ・ 点検結果を踏まえ、必要に応じ制度改正を実施します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 制度導入に併せて設定</p> <p>4 各手当の点検作業と併行して制度改正の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改正を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新人事制度の導入		検討・試行	本格実施			
勤務実績の給与処遇への反映						
特殊勤務手当の総点検の実施 他の特定業務等手当の点検の実施						
点検結果の検討及び制度改正の実施						
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 新人事制度の導入 【計画どおり制度の検討を実施、試行は未実施】
複雑、多様化する行政需要へ、柔軟かつ的確に対応していくために必要となる新たな人事制度について検討を行うため、外部有識者による「新たな人事制度のあり方に関する研究会」を7月末に設置した。
研究会は10月までに計3回開催され、研究会における検討結果をまとめた提言書が、10月末に座長より総務部長へ提出された。
この提言を反映させながら新たな人事制度を検討し、各部局の意見を踏まえた上で、管理職員に対する試行実施要領（案）を作成した。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 【計画どおり実施】
各特殊勤務手当等諸手当ごとに、対象となっている業務内容等についてヒアリング及び現地での実態調査を実施し、具体的な支給実態を把握した。
- 3 その他の取組み 【計画どおり実施】
 - (1) 多様な人材の確保
「任期付研究員」の採用：農業総合センターの研究員として任期付研究員を2名採用した。
 - (2) 柔軟な勤務形態の検討
「自己啓発等休業制度」及び「育児のための短時間勤務制度」の導入を目的とした地方公務員法及び地方公務員育児休業法の改正案が、19年2月に国会に提出（現在審議中）されたことから、両制度について検討を行った。

今後の取組み

平成19年度取組項目

- 1 新人事制度の導入
研究会提言書の意見を踏まえつつ、各部局からも意見を聴取しながら、新たな人事評価制度について検討を行うとともに、管理職員を対象とした試行を実施するなど、本格実施に向けた取り組みを着実に進める。
また、勤務実績を適正に給与処遇へ反映させるための方法については、試行の結果を踏まえて検討していく。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施
18年度に実施した実態調査結果を踏まえ、支給の合理性、支給方法の妥当性等を総合的に検討し、平成20年4月までに必要な制度改正を実施する。
- 3 その他の取組み
 - (1) 多様な人材の確保
多様な人材の確保については、その必要に応じて引き続き実施していく。
 - (2) 柔軟な勤務形態の検討
柔軟な勤務形態については、法改正の動向を注視しながら、引き続き検討を進める。

推進項目	- 2 新たな改革の推進					
取組項目	(2) 第三セクターの見直し	中心となる領域等				
		人事領域・各部局				
取組の内容						
<p>公益法人制度改革の動き、指定管理者制度導入やアウトソーシング推進等による行政サービスの民間開放等の環境変化を踏まえ、次により、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点に立った見直しを行います。</p> <p>見直しの手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 ... 見直しの対象とする第三セクターを決定します。 「見直しの方向性」の決定 ... 対象第三セクターごとに、見直しの方向性を決定します。 「見直し工程表」の作成 ... 対象第三セクターごとに、見直しの工程表を決定します。 見直しの実行・進行管理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第三セクター（平成18年3月31日現在：116法人） 本県が出資又は出捐をしている民法、商法又は特別法に基づく法人。 ただし、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象としている21法人については、- 1 - (8)のとおり別途見直しを進めていることから、この見直しからは除く。 民法法人：73法人 商法法人：30法人 特別法法人：13法人</p> </div> <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 : 平成18年5月末 「見直しの方向性」の決定 : 平成18年7月末 「見直し工程表」の作成 : 平成18年9月末 見直しの進行管理 : 「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直し工程表策定		→				
見直しの実行・進行管理		→				
備考						

取組みの状況

平成18年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 見直し工程表策定

(1) 「見直しの対象」の決定

平成18年6月26日公社等見直し部会において決定（40法人の選定）

成果目標 平成18年5月末

【計画どおり実施】

(2) 「見直しの方向性」の決定

平成18年9月4日公社等見直し部会において決定

工程表を作成する法人（3類型）と工程表を作成しない法人に分類

成果目標 平成18年7月末

【計画どおり実施】

(3) 「見直し工程表」の作成

平成18年10月30日公社等見直し部会において決定

対象28法人（類型1～3）毎に、見直しの工程表を決定。作成しない12法人の決定

成果目標 平成18年9月末

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成19年度取組項目

1 見直しの実行・進行管理

平成18年10月に策定した「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づき、法人の主體的、自立的な経営を促進するため、引き続き下記のとおり取り組む。

〔取組みの概要〕

第三セクター見直しの実効性の確保

公社等見直し部会において、取組の進捗状況等の進行管理を行うとともに結果を公表する。

実行計画の修正

上記進捗状況等や公益法人制度改革の動向をふまえ、必要に応じて実行計画の修正を行う。

第三セクター見直しに関する実行計画の概要

1 基本的方向

見直し対象とする40法人の見直しの基本的方向は以下のとおりとする。

《工程表を作成する法人》

法人運営における県の関与も含め、法人のあり方を検討する法人
団体の自立的な運営のため、県の関与のあり方について検討する法人
設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における
県の助言などを行う法人

《工程表を作成しない法人》

既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関
与となっている法人

2 基本的方向を踏まえた見直し目標等

工程表を作成することとなる法人については、次の類型別の方向を踏まえ着実な見直しを行うとともに、公社等外郭団体見直し部会において進行管理を行うこととする。

《類型1》

法人運営における県の関与も含め、法人のあり方を検討する法人（12法人）

第三セクター名	見直し目標
(財) 福島県罹災救助基金協議会	法人のあり方、県関与のあり方の見直し
(財) 福島県総合社会福祉基金	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し
(財) 福島県学術教育振興財団	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県スポーツ振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県文化振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(財) 福島県体育協会	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し
(社) 福島県私学振興基金協会	組織や法人運営のあり方の見直し 貸付・助成事業内容等の見直し
(財) 福島県電源地域振興財団	組織や法人運営のあり方の見直し
(財) 福島県原子力広報協会	法人のあり方、県関与のあり方の検討 原子力広報のあり方の検討
(財) 福島県障がい者スポーツ協会	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し
(財) 郡山地域テクノポリス推進機構	県計画終了後の財団のあり方の見直し、県関与のあり 方の見直し
(財) 福島県学生寮	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し

《類型 2》

団体の自立的な運営のため、県の関与のあり方について検討する法人（10法人）

第三セクター名	見直し目標
(株)日本フットボールヴィレッジ	県の人的関与のあり方の見直し
(財)福島県保健衛生協会	県の非常勤役員の縮小
(財)ふくしま科学振興協会	県の補助金支出縮減 県の現職派遣、非常勤役員の縮小
福島県土地改良事業団体連合会	県の現職派遣の廃止
福島県農業信用基金協会	県の非常勤役員の縮小
(財)福島県私立学校教職員退職金財団	県の非常勤役員の縮小
(財)福島県腎臓協会	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し
(財)福島県アイバンク	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し
マリーナ・レイク猪苗代(株)	県の非常勤役員の縮小
小名浜マリーナ(株)	県の非常勤役員の縮小

《類型 3》

設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人（6法人）

第三セクター名	見直し目標
福島空港ビル(株)	空港の利活用促進に向けた取組み 施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討、実施
会津鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
阿武隈急行(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
野岩鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化
福島県漁業信用基金協会	経営改善及び保証基盤強化
(株)福島県食肉流通センター	経営の改善及び安定

3 工程表を作成しない法人における対応

既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関与となっている法人については、工程表を作成せず、今後も所管部局において適正な運営管理を行うこととする。

なお、当該法人の状況等が変化した場合は必要な見直しを行うこととする。

既に法人の適正かつ自主的な運営がなされており、現状において必要最小限の関与となっている法人（12法人）

第三セクター名	具体の対応
(財)福島県いわき処分場保全センター	所管部局における適正な運営管理
福島臨海鉄道(株)	
(財)尾瀬保護財団	
(財)福島県生活衛生営業指導センター	
小名浜石油埠頭(株)	
福島県信用保証協会	
(社)福島県畜産振興協会	
(社)福島県林業協会	
(財)福島県漁業振興基金	
小名浜埠頭(株)	
(財)ふくしま建築住宅センター	
(財)暴力団根絶福島県民会議	